

高浜発電所第1,2号機  
火災感知器増設に係る  
設計及び工事計画認可申請

補足説明資料

2022年12月  
関西電力株式会社

## <目次>

1. 火災感知器の性能に係るもの
  - 1-1 アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない炎感知器及びアナログ式でない熱感知器等について
  - 1-2 アナログ式でない防爆型の炎感知器について
  - 1-3 熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎感知器について
  - 1-4 感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について
  
2. 火災感知器の配置に係るもの（注1）
  - 2-1 火災区域又は火災区画の火災感知器の設置個数について
  - 2-2 火災区域又は火災区画の火災感知器の配置図について
  - 2-3 火災感知器の配置設計における消防設備士の確認項目について
  - 2-4 火災感知器の配置設計における関西電力と協力会社の責任分担及び消防設備士関与の品質プロセスについて
  
3. 消防法施行規則の設置条件と異なる感知設計に係るもの（注1）
  - 3-1 火災区域・区画の特性に応じた感知設計について
  - 3-2 原子炉格納容器の火災感知器設計について
  - 3-3 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアの火災感知器設計について
  - 3-4 （欠番）
  - 3-5 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計について
  - 3-6 海水ポンプ室の火災感知器設計について
  - 3-7 空冷式非常用発電装置エリアの火災感知器設計について
  - 3-8 使用済燃料ピットエリア及び新燃料貯蔵庫エリアの火災感知器設計について
  - 3-9 水蒸気が多量に滞留するエリアの火災感知器設計について
  - 3-10 廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアの火災感知器設計について
  - 3-11 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について
  - 3-12 アニュラス及びケーブルチェイス室の火災感知器設計について
  - 3-13 海水管トレンチ及び海水ストレーナ室並びに燃料配管トレンチの火災感知器設計について
  - 3-14 タンクエリア及び復水タンクエリアの火災感知器設計について

4. 火災受信機盤に係るもの

4-1 火災受信機盤の機能について

5. その他

5-1 本設計及び工事計画の申請範囲について

5-2 条文整理表について

5-3 設計及び工事計画認可申請書に添付する書類の整理について

5-4 火災感知設備増設における「工事の方法」の該当箇所について

5-5 火災感知設備の耐震性について

5-6 申請における基本設計方針を踏まえた設置許可添付書類八の記載の適正化について

5-7 火災感知設備の設計に係る設置許可と本設工認の整合性について

5-8 適用基準及び適用規格における記載の整理について

5-9 本設計及び工事計画と再稼働工認の関係整理について

5-10 本設計及び工事計画における火災の感知以外の設計への影響について

参考資料－1 感知区画の定義について

(注1) 所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する  内及び  内の火災区域又は火災区画の設計を除く。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 1. 火災感知器の性能に係るもの

### 1-1 アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない炎感知器及びアナログ式でない熱感知器等について

火災感知器のうち、基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及びアナログ式でない炎感知器に加え、アナログ式でない熱感知器等の動作原理及び仕様等について説明する。

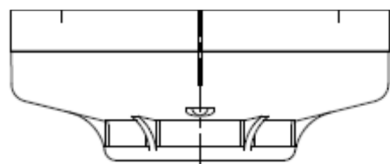
#### 1-1-1 アナログ式の煙感知器

##### (1) アナログ式の煙感知器の概要

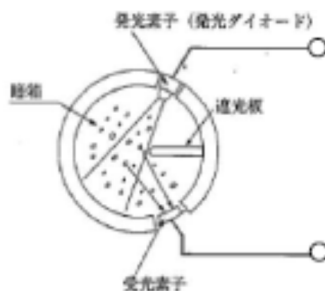
アナログ式の煙感知器(光電アナログ式スポット型感知器)の外観を第 1-1-1 図に、概要を第 1-1-2 図に示す。

アナログ式の煙感知器は、発光素子(発光ダイオード)、受光素子(フォトダイオード)、プリント基板から構成されている。感知器内部の検煙部には、発光素子と受光素子が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光素子から発せられた光が反射し、受光素子に届く散乱光(反射光)の受光量から煙濃度を判定する。判定した煙濃度を電気信号に変換し受信盤に送信し、設定値以上の煙濃度になれば火災警報が発信される仕組みであり、検出プロセスにおいて火花は発生せず、発火性または引火性の雰囲気形成する恐れのある場所での使用において発火源とならない。

なお、アナログ式の煙感知器としてイオン化アナログ式スポット型感知器(以下「イオン化式煙感知器」という。)もあるが、メーカーに確認したところ、現時点で製造及び供給がないことから調達の観点で選定できないと整理している。また、既設の火災感知器においても、イオン化式煙感知器は使用していないため、本申請では取り扱わない。



第 1-1-1 図



第 1-1-2 図

##### (2) 消防法の検定について

アナログ式の煙感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年 6 月 20 日自治



省令第 17 号) 第 17 条の 5 (光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度) に定められる感知性能を有している。

### (3) 排気ダクト内に設置する煙感知器の感知性能と誤作動防止について

本工事内で計画している放射線量が高い場所を含むエリアにおける感知器設計において、排気ダクト内にアナログ式の煙感知器を設置する計画としている。(排気ダクト内の空気の流れは風速  $\square$  m/sec 以下)

放射線量が高い場所を含むエリアでの火災を想定した場合、開口部や排気ダクト以外はコンクリート壁で仕切られたエリアであり煙の逃げ場はなく、また開口部から排気ダクトへ向かう空気の流れを考えると、エリア内に蓄積した煙はダクト内部へ流れ込むため、エリア内とダクト内部はほぼ同じ煙濃度になる。感知器内部の検煙部に流入した煙粒子による散乱光 (反射光) の量から煙濃度を判定するという煙感知器の動作原理を考慮すると、ダクト内の風の流れがある環境下においても煙感知器の動作閾値以上の煙粒子の流入があれば、感知は十分に可能であるといえる。評価根拠の詳細を以下に記す。

火災発生時におけるエリア内とダクト内の煙濃度の同等性を評価するため、消防技術安全所報 45 号(平成 20 年)・48 号(平成 23 年)「最適な排煙手法の検証」(別紙 1-1, 2 参照) の論文により、エリア上部の排気ダクトからの外向き送風による排煙効果を確認した。消防技術安全所報 48 号(平成 23 年)(別紙 1-2 参照) には、放射線量が高い場所を含むエリアと、排気ダクト及び開口部の位置(壁上部に排気ダクト、反対面の壁中央に開口部) が近い区画 2, 3 の実験結果が図 6 に示されており、この結果から天井付近の煙濃度が実験開始(火災発生) から 1 分後には上昇が緩やかになり、2~3 分後から急速に低下していることから、排風機により煙が外部に排気されていることが分かる。ただし、図 6 の区画 3 では、天井付近(高さ 7.35m) は「送風なし」より「上部の外向き送風」の煙濃度が低いかほぼ同等となっている一方、図 6 の区画 2 及び図 7 では、天井付近(高さ 7.35m) は「送風なし」より「外向き送風」の煙濃度が高く、送風機による排煙効果が確認できない結果となっていた。しかし、これについては後述の「5 考察(2)」において、区画 2 の高さ 5.67m と 4.83m の実験結果では「送風なし」より「外向き送風」の煙濃度が低くなっていることを踏まえ、天井付近(高さ 7.35m) の実験結果は建物周辺の風の影響を受けたものと考察されており、排風機による上部外向き送風の排煙が有効と結論付けられていた。

このことから、実機においてもエリア内の火災で発生した煙は、最初は天井付近に蓄積されるが、短時間のうちにエリア内の煙がダクト内に持続的に流入するようになると評価できる。

以上より、エリア内で火災が発生した場合、最初は天井付近に煙が蓄積されるが、短時間のうちに火災で発生した煙がそのままダクト内に入る空気の流れができ、エリア

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

内とダクト内部はほぼ同じ煙濃度になるといえる。

次に、風の流れがある条件下での煙感知器の感知性能について、防災メーカの仕様として、0.2~0.4m/secでの作動試験を行っているが、 $0.4\text{m/sec}$ を超える環境での試験は実施していない。また、技術的な根拠となる文献、論文も見当たらなかった。このため、風の流れがある条件下での感知性能を定量的に把握するため、排気ダクト内への感知器設置を模擬したモデルにより、「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」に定める試験（検定試験）に準じ、風速1, 3, 5m/secで実証試験を実施した。（別紙2参照）

その結果、煙感知器の不作動試験、作動試験ともに判定基準を満足しており、風の流れがある排気ダクト内に煙感知器を設置した場合でも、風速5m/sec以下であれば煙感知器の感知性能に問題がないことを確認した。

以上より、排気ダクト内に設置した煙感知器による火災の感知は十分に可能であり、誤作動の問題もないといえる。また、排気ダクト内の放射線量が十分に低く、放射線による感知器故障の影響及び保守・点検に伴う作業員の被ばくに問題のない箇所に煙感知器を設置することとしている。

#### (4) グレーチング面に設置する煙感知器の感知性能と誤作動防止について

本工事内で計画している天井高さが20m以上で天井面と床面の間に複数のグレーチング面があり、天井面に設置するアナログ式の煙感知器だけでは床面まで監視できないため、グレーチング面等にもアナログ式の煙感知器を設置することとしている。

当該エリアでの火災を想定した場合、煙はコンクリート壁で仕切られたエリア内で火災による熱気流とともに上昇し、グレーチング面に滞留せずに通過することとなるが、煙は時間の経過とともに火源の直上付近から水平方向にも広がり、火源から水平方向に距離がある場所においても煙感知器の動作値を上回る煙濃度の空気が継続する状況となるため、グレーチング面に設置する煙感知器による感知は十分に可能であるといえる。評価根拠の詳細を以下に記す。

グレーチング面に設置した煙感知器の感知性能を評価するため、消防研究センター「グレーチングが熱気流に及ぼす影響について」（別紙3-1参照）の論文を確認した。この論文は、グレーチングを通過した煙の挙動が天井面に設置した煙感知器の作動に与える影響を実験により調査したものである。実験では、天井面とグレーチング面に煙感知器を図4及び図5のとおり設置し、表2の実験条件に示されるようにグレーチング有無及びグレーチングの閉鎖率を変化させ、天井面とグレーチング面の煙感知器の作動状況を確認している。表3及び図7の実験結果から、条件②⑩⑫（グレーチングあり／障害物なし）では、グレーチング面の煙感知器は天井面の煙感知器よりも早く作動したが、火源に近い煙感知器のみが作動しており、限られた時間内においては天井面に比べて作動した感知器数は少ない結果であったことが分かる。なお、表3で条件②⑩⑫

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

の実験結果を比較したところ、グレーチングの厚みの違いによる感知性能への影響はほぼなかった。

次に、日本建築学会環境系論文集「区画火災の鉛直温度分布予測モデルの拡張と検証および火災プルームへの連行を考慮した天井ジェット温度予測」（別紙3-2参照）を確認した。この論文は、区画内で火源から水平方向に距離がある場所における鉛直方向の温度分布と時間変化について、予測モデルによる計算結果と実験結果との比較を行ったものであるが、次頁以降の 1-1-2 (4)に記載しているように、床から天井までの中間面においても時間とともに温度上昇がほぼ同じ割合で継続していることから、熱気流が時間の経過とともに水平方向にも広がっていることが分かる。従って、煙と熱は同じ熱気流に乗って上昇することを考慮した場合、煙についても時間の経過とともに水平方向にも広がるといえる。

なお、グレーチング面に設置する煙感知器の誤作動について、地元消防から留意するよう助言をいただいたが、上階からの粉塵による誤作動防止に配慮が必要と考えられるため、煙感知器をグレーチング上部の設備配置やグレーチング梁等の位置を考慮して上階からの粉塵影響を受けにくい位置に設置することとする。

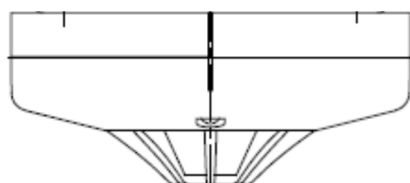
以上より、グレーチング面等に設置する煙感知器は、天井面に設置する場合に比べ感知時間は遅れるが火災の感知は十分に可能であり、また、上階からの粉塵影響を受けにくい位置又は対策を行い設置することで誤作動の問題もないといえる。

## 1-1-2 アナログ式の熱感知器

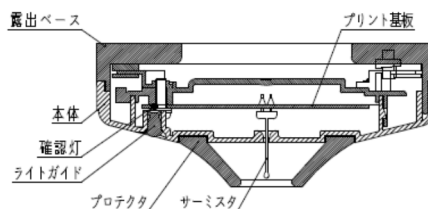
### (1) アナログ式の熱感知器の概要

アナログ式の熱感知器の外観を第 1-1-3 図に、概要を第 1-1-4 図に示す。

アナログ式の熱感知器は、サーミスタ、プリント基板から構成されている。感知器内部の検出部には、感熱素子であるサーミスタが配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの抵抗値が減少することから、抵抗値から周囲温度を判定する。判定した温度を電気信号に変換し受信盤に送信し、設定値以上の温度になれば火災警報が発信される仕組みである。



第 1-1-3 図



第 1-1-4 図

## (2) 消防法の検定について

アナログ式の熱感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度）に定められる感知性能を有している。

## (3) 排気ダクト内に設置する熱感知器の感知性能と誤作動防止について

本工事内で計画している放射線量が高い場所を含むエリアにおける感知器設計において、排気ダクト内にアナログ式の熱感知器を設置する計画としている。（排気ダクト内の空気の流れは風速□m/sec以下）

放射線量が高い場所を含むエリアでの火災を想定した場合、開口部や排気ダクト以外はコンクリート壁で仕切られたエリアであり熱の逃げ場はなく、また開口部から排気ダクトへ向かう空気の流れを考えると、エリア内に蓄積した熱はダクト内部へ流れ込むため、エリアとダクト内部はほぼ同じ温度となる。感知器内部の感熱素子（サーミスタ）の温度による抵抗変化特性を利用して周囲温度の上昇を判定するという熱感知器の動作原理を考慮すると、ダクト内の風の流れがある環境下においても熱感知器の動作閾値以上の温度上昇があれば、感知は十分に可能であるといえる。評価根拠の詳細を以下に記す。

放射線量が高い場所を含むエリアは、閉空間の小部屋であり火災源から排気ダクトまでの距離が短いことから、一般的な事象想定として火災により発生した煙と熱は同じ空気の流れに乗って排気ダクトに流れ込むため、熱についても「1-1-1 アナログ式の煙感知器 (3)」で説明した煙の流れと同じ空気の流れに乗ってダクト内に流入し、熱風として持続すると考えられる。

以上より、エリア内で火災が発生した場合、煙と同じように最初は天井付近に熱が蓄積されるが、短時間のうちにエリア内の熱が熱風としてそのままダクト内に入る空気の流れができ、エリア内とダクト内部はほぼ同じ温度になるといえる。

次に、風の流れがある条件下での感知性能を定量的に把握するため、排気ダクト内への感知器設置を模擬したモデルにより、「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」に定める試験（検定試験）に準じ、風速1, 3, 5m/secで実証試験を実施した。（別紙2参照）

その結果、熱感知器の不作動試験、作動試験ともに判定基準を満足しており、風の流れがある排気ダクト内に熱感知器を設置した場合でも、風速5m/sec以下であれば熱感知器の感知性能に問題がないことを確認した。

以上より、排気ダクト内に設置した熱感知器による火災の感知は十分に可能であり、誤作動の問題もないといえる。また、排気ダクト内の放射線量が十分に低く、放射線による感知器故障の影響及び保守・点検に伴う作業員の被ばくに問題のない箇所に熱感

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

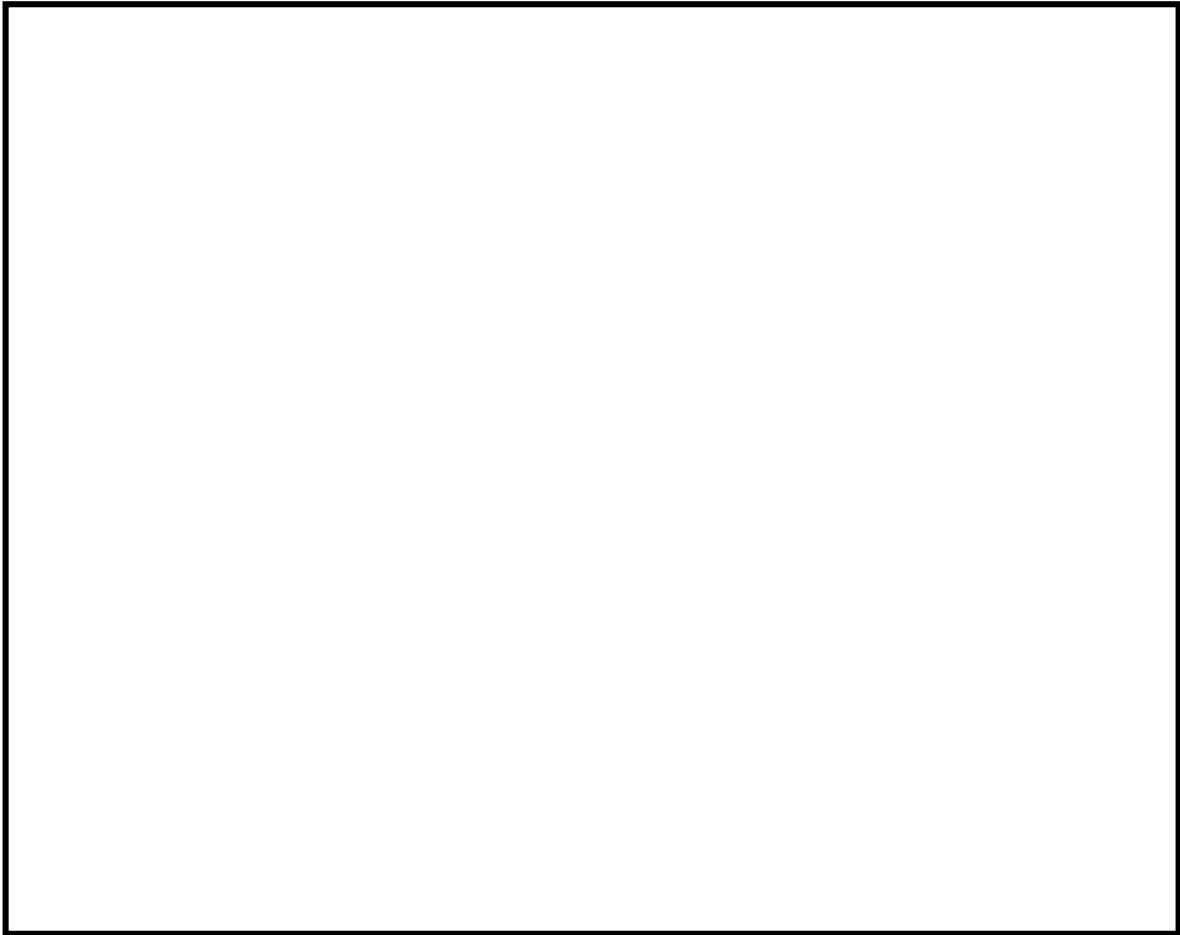
知器を設置することとしている。

#### (4) グレーチング面等に設置する熱感知器の感知性能と誤作動防止について

本工事内で計画している天井高さが 8m 以上で天井面と床面の間に複数のグレーチング面があり、天井面に設置するアナログ式の熱感知器だけでは床面まで監視できないため、グレーチング面等にもアナログ式の熱感知器を設置することとしている。

当該エリアでの火災を想定した場合、火災による熱気流がコンクリート壁で仕切られたエリア内で上昇し、グレーチング面等に滞留せずに通過することとなるが、熱気流は時間の経過とともに火源の直上付近から水平方向にも広がり、火源から水平方向に距離がある場所においても熱感知器の動作値を上回る温度の熱気流が継続する状況となるため、グレーチング面等に設置する熱感知器による感知は十分に可能であるといえる。評価根拠の詳細を以下に記す。

グレーチング面に熱感知器を設置した場合の感知性能を評価するため、日本建築学会環境系論文集「区画火災の鉛直温度分布予測モデルの拡張と検証および火災プルームへの連行を考慮した天井ジェット温度予測」（別紙 3-2 参照）を確認した。この論文は、区画内で火源から水平方向に距離がある場所における鉛直方向の温度分布と時間変化について、予測モデルによる計算結果と実験結果との比較を行ったものである。実験では、火源と温度測定用の熱電対を図 4 及び図 5 のとおり設置し、表 1 の実験条件で火災を発生させ、火源から水平方向に約 4.1m 離れた場所の鉛直方向の温度分布、ならびに火源から水平方向に約 2.0m 離れた場所の天井面の温度を時間経過とともに測定している。図 7 及び図 10 の実験結果を第 1-1-5 図に整理したとおり、床から天井までの中間面（床面高さ 1.25m）の温度は天井面の約半分と低いが、中間面においても時間とともに温度上昇がほぼ同じ割合で継続していることから、熱気流が時間の経過とともに水平方向にも広がっていることが分かる。従って、中間面（この面をグレーチング面等と仮定）に熱感知器を設置した場合でも作動するといえる。



第 1-1-5 図

なお、グレーチング面等に設置する熱感知器の誤作動については、地元消防にも相談したが、グレーチング特有の配慮事項はない。

以上より、グレーチング面等に設置する熱感知器は、天井面に設置する場合に比べ感知時間は遅れるが火災の感知は十分に可能であり、また、誤作動の問題もないといえる。

### 1-1-3 アナログ式でない炎感知器

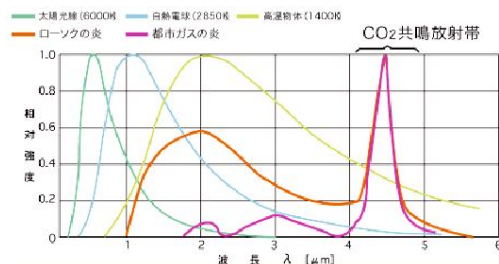
#### (1) アナログ式でない炎感知器の概要

屋内に使用するアナログ式でない炎感知器の外観を第 1-1-6 図に、概要を第 1-1-7 図に示す。アナログ式でない炎感知器は、物質の燃焼時に発生する「特有な赤外線放射エネルギー（CO<sub>2</sub> 共鳴放射）を監視し、CO<sub>2</sub> 共鳴放射帯のピークを検出した場合」と、その「炎のちらつき」を捉えることで感知する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第 1-1-6 図



第 1-1-7 図

(2) 消防法の検定について

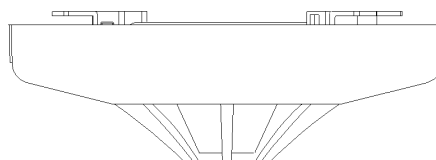
アナログ式でない炎感知器は、消防法で定められた検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角）に定められる感知性能を有している。

1-1-4 アナログ式でない熱感知器

(1) アナログ式でない熱感知器の概要

アナログ式でない熱感知器の外観を第 1-1-8 図に示す。

アナログ式でない熱感知器は、感熱素子を用いて熱を検出し、周囲の温度上昇率が一定以上になった時に火災受信機盤へ火災信号を発する。



第 1-1-8 図

(2) 消防法の検定について

アナログ式でない熱感知器は、消防検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

1-1-5 アナログ式でない防爆型の熱感知器

(1) アナログ式でない防爆型の熱感知器の概要

アナログ式でない防爆型の熱感知器の外観を第 1-1-9 図に示す。アナログ式でない

防爆型の熱感知器は、サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定以上になった時に火災受信機盤へ火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内での温度上昇を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、火災受信機盤に火災信号を発する。

アナログ式でない防爆型の熱感知器は、仮に内部の電気回路に可燃性ガスなどが侵入し、爆発が生じても、外部の可燃性ガス等に点火しないよう、全閉の構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造※）を有する。

※：耐压防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第 16 条）全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。



第 1-1-9 図

## (2) 消防法の検定について

アナログ式でない防爆型の熱感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

### 1-1-6 アナログ式でない防爆型の熱検出装置

#### (1) アナログ式でない防爆型の熱検出装置の概要

アナログ式でない防爆型の熱検出装置は、サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定以上になった時に火災受信機盤へ火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる



電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内の温度上昇を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、火災受信機盤に火災信号を発する。

アナログ式でない防爆型の熱検出装置は、仮に内部の電気回路に可燃性ガスなどが侵入し、爆発が生じても、外部の可燃性ガス等に点火しないよう、全閉の構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造※）を有する。

※：耐压防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第 16 条）全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

## (2) 消防法の検定について

アナログ式でない防爆型の熱検出装置は、消防法で定められた検定品ではないが、引火性気体が滞留するおそれのあるタンク内部の温度を直接監視できるように、型式承認を受けた検定品であるアナログ式でない防爆型の熱感知器と同一ロットの感知器の筐体にボルト穴あけ加工を施したものであり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 14 条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。）

### 1-1-7 アナログ式でない防爆型の煙感知器

#### (1) アナログ式でない防爆型の煙感知器の概要

アナログ式でない防爆型の煙感知器（光電式スポット型感知器）の外観を第 1-1-10 図に示す。

アナログ式でない防爆型の煙感知器は、発光素子（発光ダイオード）、受光素子（フォトダイオード）、プリント基板から構成されている。感知器内部の検煙部には、発光素子と受光素子が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光素子から発せられた光が反射し、受光素子に届く散乱光（反射光）の受光量から煙濃度を判定する。判定した煙濃度を電気信号に変換し受信盤に送信し、設定値以上の煙濃度になれば火災と判断し、火災受信機盤に火災信号を発する。

アナログ式でない防爆型の煙感知器は、仮に内部の電気回路に可燃性ガスなどが侵入し、爆発が生じても、外部の可燃性ガス等に点火しないよう、全閉の構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造※）を有する。

※：耐圧防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第 16 条）全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。



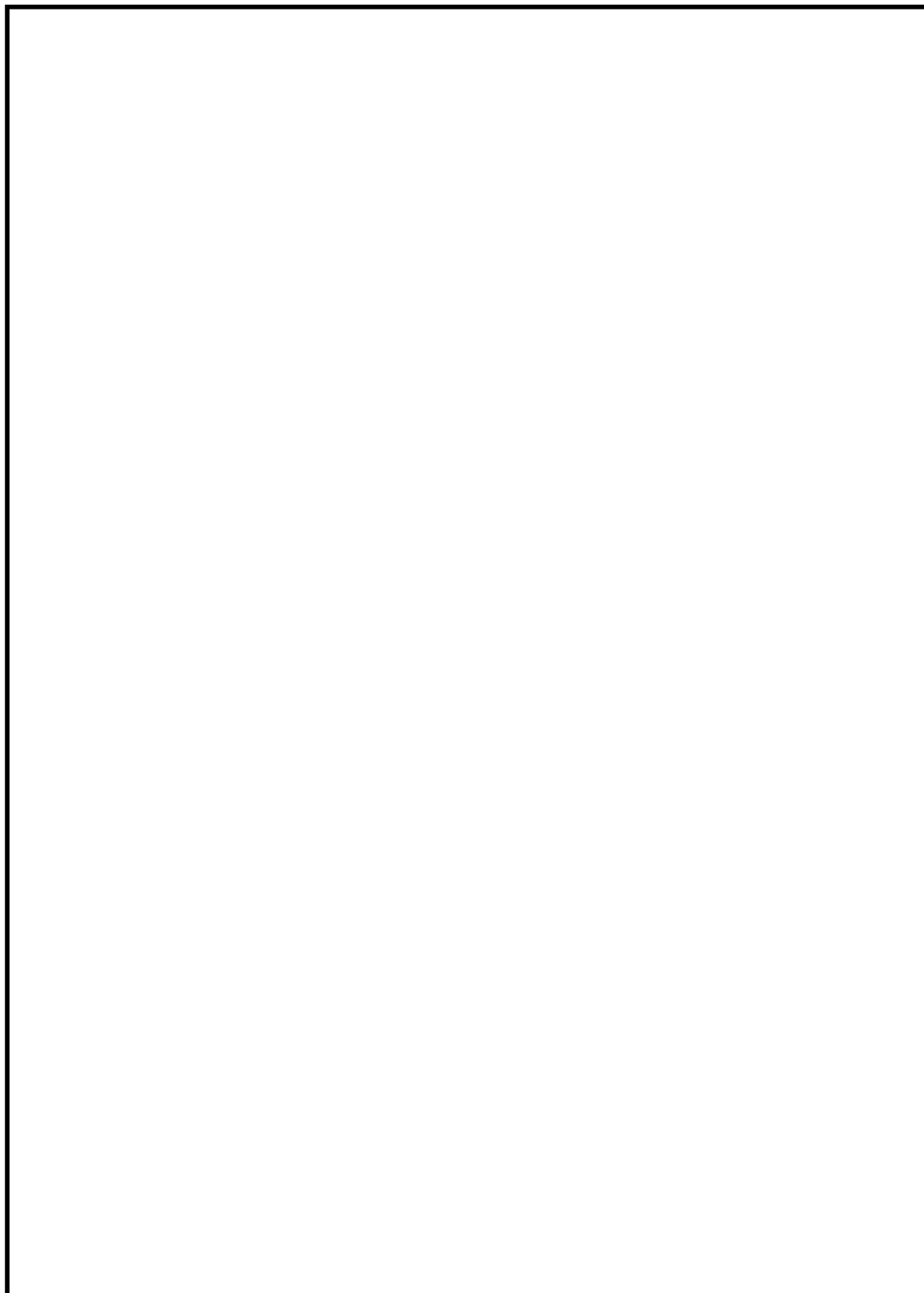
第 1-1-10 図

## (2) 消防法の検定について

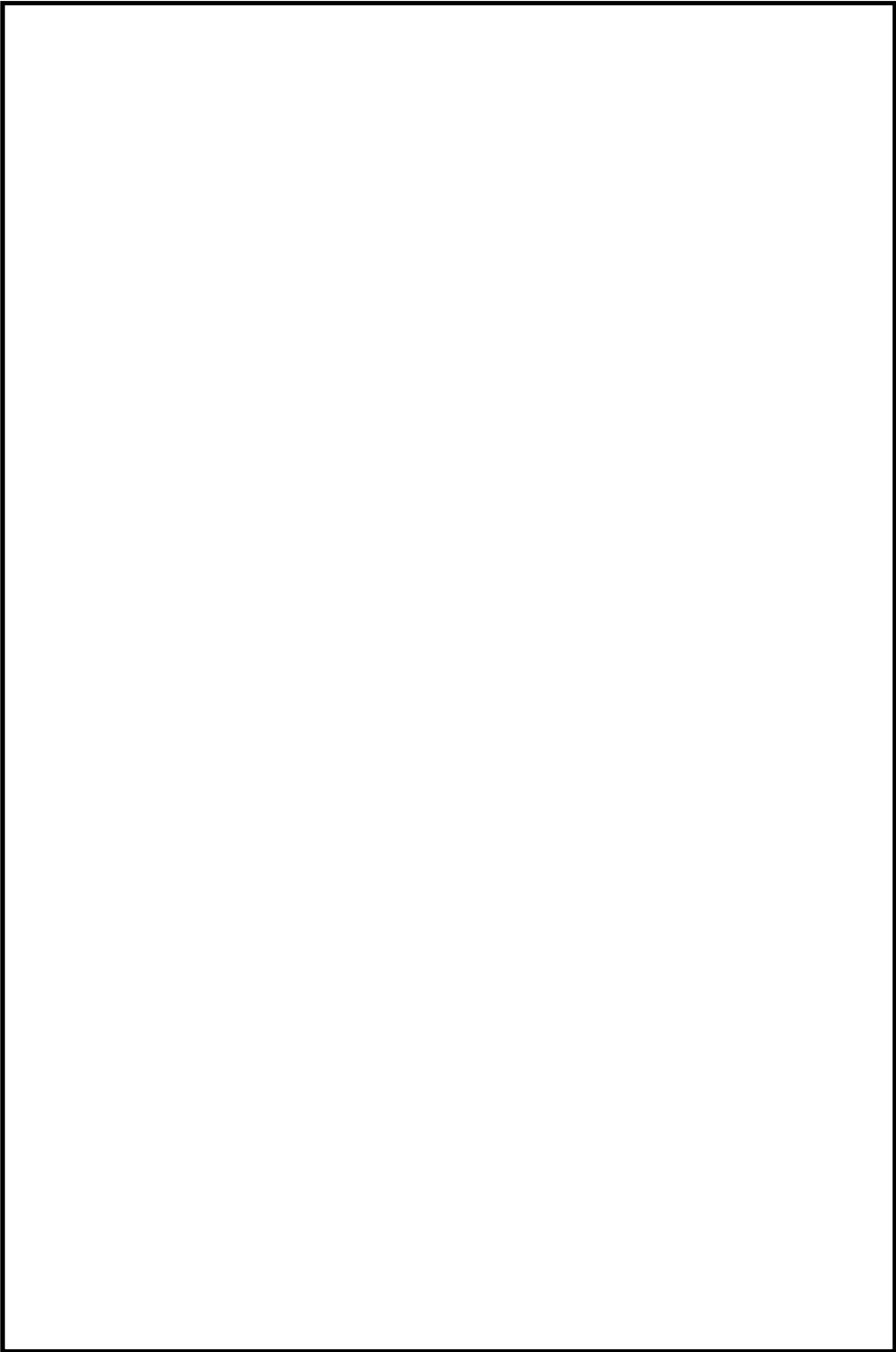
アナログ式でない防爆型の煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度）に定められる感知性能を有している。

以 上

論文「最適な排煙手法の検証」（消防技術安全所報 45号(平成20年)）



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



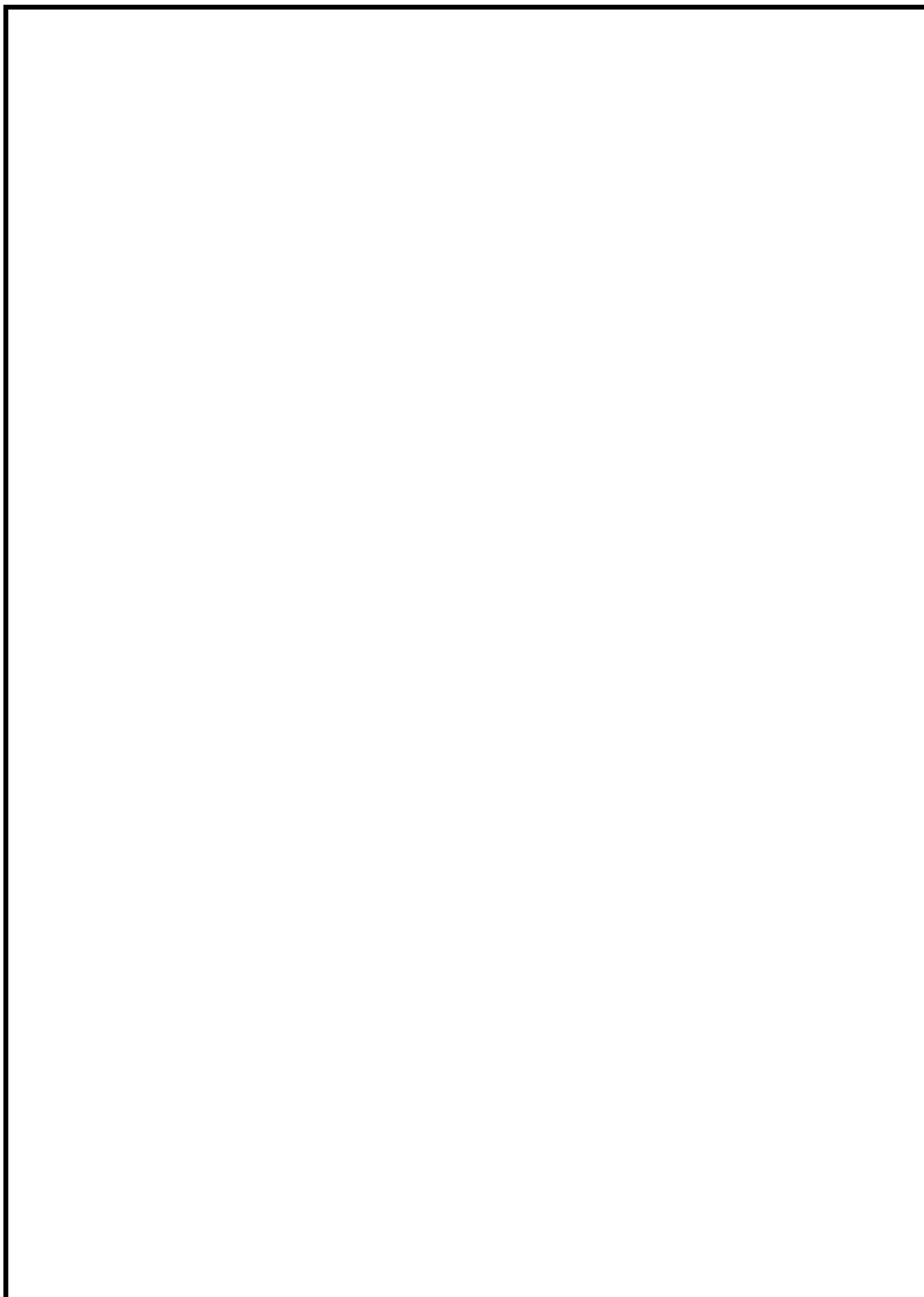
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

論文「最適な排煙手法の検証（第2報）」（消防技術安全所報 48号(平成23年)）



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 風の流れがある条件下での感知器の感知性能に係る実証試験

## 1. 煙感知器の実証試験

## (1) 目的

排気ダクト内の風速が煙感知器の感知性能に与える影響を試験により把握する。

## (2) 試験内容

【検証 1】 不作動試験⇒作動濃度以下において感知器が誤作動しないことを確認する。

【検証 2】 作動試験 ⇒作動濃度にて感知器が作動することを確認する。

※不作動試験、作動試験の公称作動濃度はメーカー公称値に準拠する。(公称作動濃度 10%)

## 【試験条件】

試験 No.	項目	ダクト内煙濃度[%]	ダクト内風速 [m/s]
1	不作動試験	5(公称作動濃度×0.5) <sup>※</sup>	1, 3, 5
2	作動試験	15(公称作動濃度×1.5) <sup>※</sup>	1, 3, 5

※「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」による。

不作動試験：1m 当たりの減光率（公称作動濃度×0.5）%の濃度の煙を含む風速 20 cm～40 cm/sec の気流に投入したとき、5 分間以内に作動しないこと。

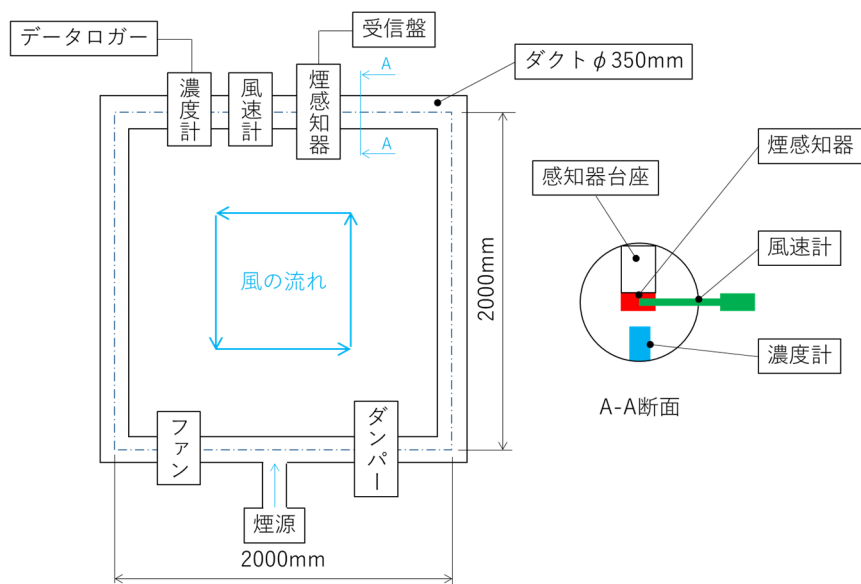
作動試験：1m 当たりの減光率（公称作動濃度×1.5）%の濃度の煙を含む風速 20 cm～40 cm/sec の気流に投入したとき、30 秒以内に作動すること。

## 【省令に定める試験（検定試験）との相違点】

No.	試験条件	相違有無	説明
1	試験濃度	○	作動試験 15%、不作動試験 5%
2	試験風量	×	0.2～0.4m/sec（省令）→実機のダクト内環境を模擬し、1, 3, 5m/sec で試験を実施
3	試験風向	○	実機のダクト内の気流環境を模擬し、水平方向で試験を実施
4	試験前条件	○	感知器を通風下に置き、濃度が低下していることを確認して 5 分以上経過後に試験を開始
5	判定基準	○	不作動時間、作動時間の基準は省令と同じ

(凡例) ○：相違なし、×：相違あり

### 【試験モデル概要図】



試験モデル平面図

### 【試験手順】

- ①ダンパーにより風速を調整する。
- ②煙源により発煙し、煙濃度を調節する。
- ③ダクト内の環境濃度が安定した後、感知器をダクト内に投入し、試験を開始する。
- ④風速を変化 (1, 3, 5m/sec) させて手順②③を繰り返す。

### (3) 試験結果

#### ① 不作動試験

風速を変化させ、5%濃度（公称作動濃度 10%×0.5）において感知器が誤作動しないことを確認する。試験では、風速 1, 3, 5m/sec の条件下において、5%以上 10%未満の煙濃度で煙感知器が 5 分間以内に作動しないことを確認した。

#### 【試験結果】

試験日：2021 年 10 月 7 日

No.	感知器	試験区分	風速 (m/sec)	煙濃度 (%) ※	判定基準 (分)	作動有無	判定 合・否
1	アナログ 式煙	不作動	1	5.4~6.2	5	作動なし	合
2			3	5.2~7.5	5	作動なし	合
3			5	5.6~7.2	5	作動なし	合

※：感知器投入から 5 分間のダクト内煙濃度を記す。

#### 【まとめ】

風速 1, 3, 5m/sec で煙感知器が誤作動しないことを確認した。

#### ② 作動試験

風速を変化させ、15%濃度（公称作動濃度 10%×1.5）において感知器が作動することを確認する。試験では、風速 1, 3, 5m/sec の条件下において、10%以上 15%以下の煙濃度で煙感知器が 30 秒以内に作動することを確認した。

#### 【試験結果】

試験日：2021 年 10 月 7 日

No.	感知器	試験区分	風速 (m/sec)	煙濃度 (%) ※	判定基準 (秒)	作動時間 (秒)	判定 合・否
1	アナログ 式煙	作動	1	12.6~14.1	30	5.5	合
2			3	13.1~13.6	30	5.7	合
3			5	12.5~14.4	30	6.0	合

※：感知器投入から感知器作動までのダクト内煙濃度を記す。

#### 【まとめ】

風速 1, 3, 5m/sec で煙感知器が基準時間以内に作動することを確認した。

## 2. 熱感知器の実証試験

### (1) 目的

排気ダクト内の風速が熱感知器の感知性能に与える影響を試験により把握する。

### (2) 試験内容

【検証1】 不作動試験⇒作動温度以下において感知器が誤作動しないことを確認する。

【検証2】 作動試験 ⇒作動温度にて感知器が作動することを確認する。

※不作動試験、作動試験の公称作動温度はメーカー公称値に準拠する。(公称作動温度 65℃)

#### 【試験条件】

試験 No.	項目	ダクト内温度[℃]	ダクト内風速 [m/s]
1	不作動試験	55(公称作動温度-10℃) <sup>※</sup>	1, 3, 5
2	作動試験	81(公称作動温度×1.25) <sup>※</sup>	1, 3, 5

※「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」による。

不作動試験：公称作動温度より 10℃低い温度の風速 1m/sec の垂直気流に投入したとき、10 分間作動しないこと。

作動試験：公称作動温度の 125%の温度の風速 1m/sec の垂直気流に投入したとき、99 秒以内に作動すること。(感知器一種、室温 20℃の場合)

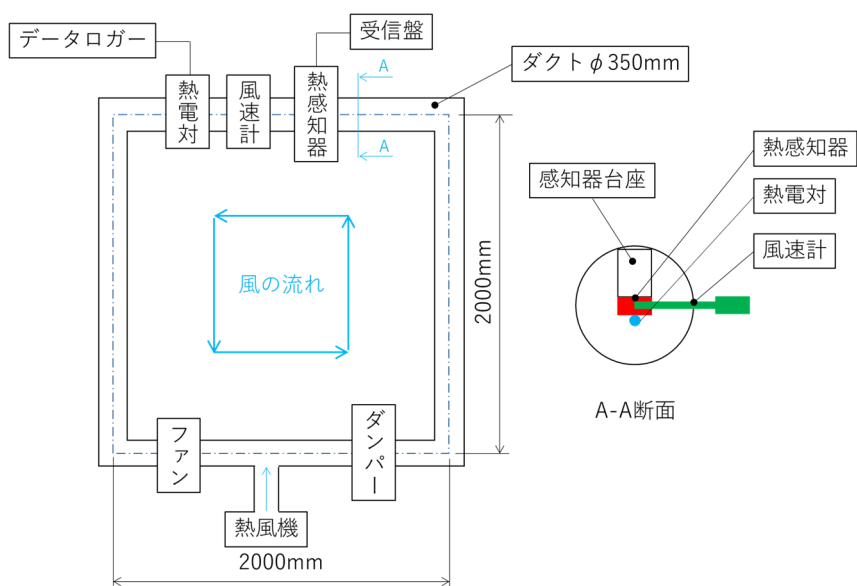
#### 【省令に定める試験（検定試験）との相違点】

No.	試験条件	相違有無	説明
1	試験温度	○	作動試験 81℃、不作動試験 55℃
2	試験風量	×	1m/sec (省令) →実機のダクト内環境を模擬し、1, 3, 5m/sec で試験を実施
3	試験風向	×	垂直方向 (省令) →実機のダクト内環境を模擬し、水平方向で試験を実施
4	試験前条件	○	感知器を通風下に置き、温度が低下していることを確認して 5 分以上経過後に試験を開始
5	判定基準	○	不作動時間、作動時間の基準は省令と同じ

(凡例) ○：相違なし、×：相違あり



### 【試験モデル概要図】



試験モデル平面図

### 【試験手順】

- ①ダンパーにより風速を調整する。
- ②熱風機により温度を調節する。
- ③ダクト内の環境温度が安定した後、感知器をダクト内に投入し、試験を開始する。
- ④風速を変化 (1, 3, 5m/sec) させて手順②③を繰り返す。

### (3) 試験結果

#### ① 不作動試験

風速を変化させ、55℃（公称作動温度 65℃－10℃）において感知器が誤作動しないことを確認する。試験では、風速 1, 3, 5m/sec の条件下において、55℃以上 65℃未満の温度で熱感知器が 10 分間作動しないことを確認した。

#### 【試験結果】

試験日：2021 年 9 月 15, 16 日

No.	感知器	試験区分	風速 (m/sec)	温度 (℃) ※1	判定基準 (分)	作動有無	判定合・否
1	アナログ式熱	不作動	1	55.1～58.2	10	作動なし	合
2			3	55.7～57.9	10	作動なし	合
3			5	55.2～57.8	10	作動なし	合

※1：感知器投入から 10 分間のダクト内温度を記す。

#### 【まとめ】

風速 1, 3, 5m/sec で熱感知器が誤作動しないことを確認した。

#### ② 作動試験

風速を変化させ、81℃（公称作動温度 65℃×1.25）において感知器が作動することを確認する。試験では、風速 1, 3, 5m/sec の条件下において、65℃以上 81℃以下の温度で熱感知器が基準時間以内に作動することを確認した。

#### 【試験結果】

試験日：2021 年 10 月 4 日

No.	感知器	試験区分	風速 (m/sec)	温度 (℃) ※1	判定基準 (秒) ※2	作動時間 (秒)	判定合・否
1	アナログ式熱	作動	1	77.6～78.3	85	33	合
2			3	76.7～77.2	85	28	合
3			5	77.8～79.8	85	28	合

※1：感知器投入から感知器作動までのダクト内温度を記す。

※2：判定基準は室温 30℃のため 85 秒以内とする。（室温 20℃の場合は 99 秒以内）  
室温による熱感知器作動時間の換算式は、次頁【参考】のとおり。

#### 【まとめ】

風速 1, 3, 5m/sec で熱感知器が基準時間以内に作動することを確認した。

【参考】

定温式熱感知器の周囲温度による作動時間の換算式は、「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」第14条2項に以下のとおり記載がある。

今回の試験は感知器一種、室温30℃で実施のため、作動時間の判定基準は85秒となる。

**第十四条** 定温式感知器の公称作動温度は、六十度以上百五十度以下とし、六十度以上八十度以下のものは五度刻み、八十度を  
超えるものは十度刻みとする。

2 定温式感知器の感度は、その有する種別及び公称作動温度に応じ、次に定める試験に合格するものでなければならない。

- 一 作動試験 公称作動温度の百二十五パーセントの温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、それぞれ次の表に定める時間以内で火災信号を発信すること。

種別	室温	
	零度	零度以外
特種	四〇秒	室温 $\theta_r$ (度) のときの作動時間 $t$ (秒) は、次の式より算出する。 $t = \frac{t_0 \log_{10} \left( 1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)}{\log_{10} \left( 1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$
一種	一〇〇秒	
二種	三〇〇秒	

注

$t_0$  は室温が零度のときの作動時間 (秒) を、 $\theta$  は公称作動温度 (度) を、 $\delta$  は公称作動温度と作動試験温度との差を示す。

$$t = \frac{t_0 \log_{10} \left( 1 + (\theta - \theta_r) / \delta \right)}{\log_{10} \left( 1 + \theta / \delta \right)}$$

$$= \frac{120 \times \log_{10} \left( 1 + (65 - 30) / (81 - 65) \right)}{\log_{10} \left( 1 + 65 / (81 - 65) \right)}$$

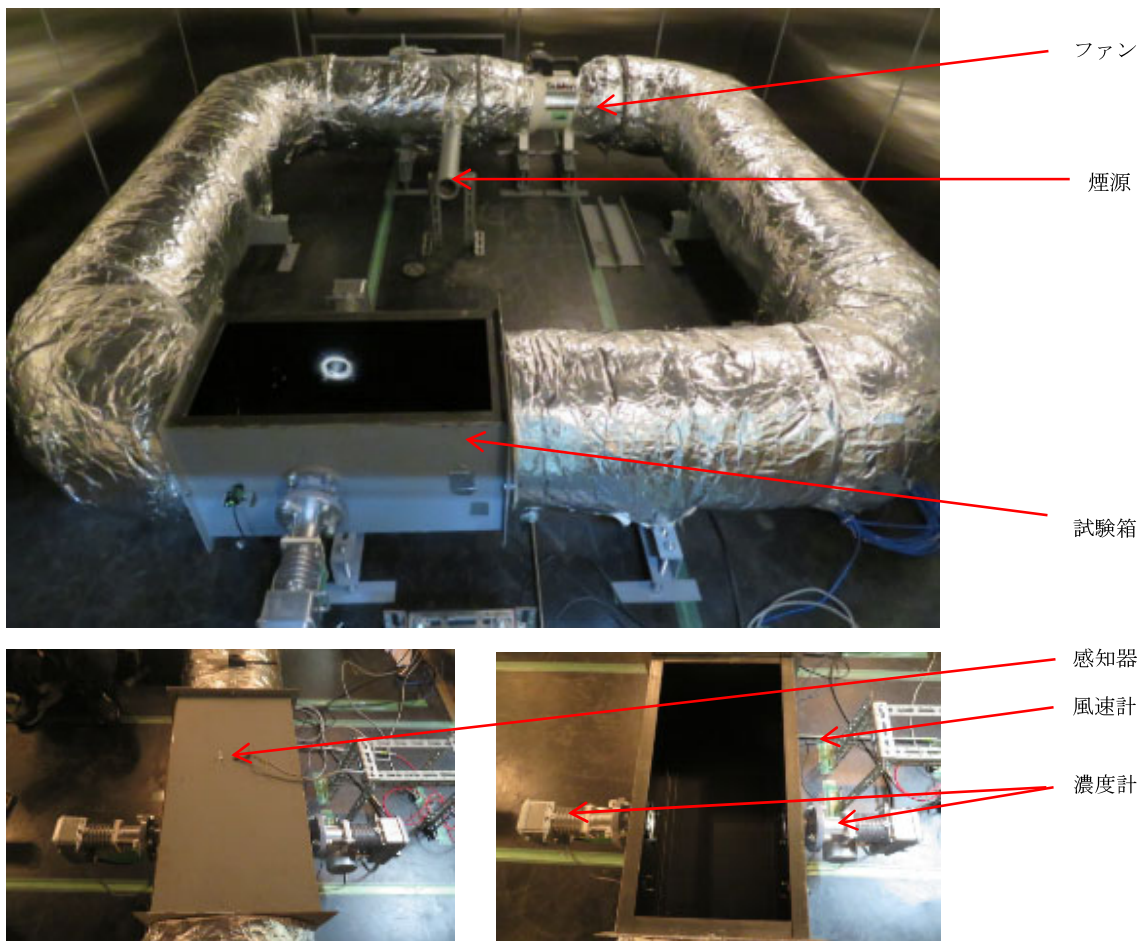
$$= 85.7 \dots \approx 85 \text{ 秒 (判定基準)}$$

【実証試験写真】

試験期間：2021年9月15日、16日、10月4日、7日

試験場所：エア・ウォーター防災株式会社 神戸工場

○試験装置（煙感知試験）



○試験風景



### 3. 感知器の型式適合検定試験と今回の実証試験の位置付けについて

#### (1) 型式適合検定の実施方法

##### a. 実施方法

感知器は、その販売、工事使用にあたり型式承認、ならびに型式適合検定を受けることが消防法に定められている。

国の認定を受けた日本消防検定協会において規定する検定業務規程により、感知器の型式適合検定の手順が定められている。製造者から申請のあった感知器について、型式承認を受けた感知器の形状、材質、性能等に適合することを検定細則に沿って検査を行っている。なお、申請にあたっては、ロット単位での最低受検個数が定められており、定温式スポット型及び光電式スポット型では型式番号ごとに 50 個となっている。

また、感知器単体に対する試験回数についての規定はない。なお、検定認定機関への聞き取りにより、感知器単体で 1 回の試験を実施していることを確認している。

#### (2) 関係法令等及び該当条文

##### ① 消防法

###### (第二十一条の三 より抜粋)

型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う検定対象機械器具等についての試験を受けなければならない。

###### (第二十一条の八)

協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る検定対象機械器具等について型式適合検定を行い、当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等が第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているときは、当該申請に係る検定対象機械器具等を、型式適合検定に合格したものとしなければならない。

###### (第二十一条の九)

協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人は、前条第一項の規定により型式適合検定に合格した検定対象機械器具等に、総務省令で定めるところにより、当該検定対象機械器具等の型式は第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該検定対象機械器具等は前条第一項の規定により型式適合検定に合格したものである旨の表示を付さなければならない。

## ② 日本消防検定協会 検定業務規程

### (第9条 型式適合検定の申請 より抜粋)

型式適合検定申請書は、型式番号ごとに作成すること。ただし、第14条第2項第1号アのただし書により一括して1ロットとすることができる型式で、種別、手数料単価及び受検日が同一である場合にあっては、種別ごとに作成することができる。

1回の受検に申請する数量は、原則として、型式番号ごとに附表第3に掲げる数量以上とし、かつ、確実に受検できる数量とすること。

### (第14条 立会型式適合検定の検査方法 より抜粋)

試料の抽出は、ロットごとに受検品の型式番号、数量等の確認を行った後、検定細則に規定する抜取表に掲げるロットの大きさごとの通常検査及び少数検査に必要な数をJISZ9031の乱数表、正20面体乱数サイ又はその他協会が認めたものを用いて行うこと。

## (3) 今回の実証試験の位置付け

検定試験(型式適合検定)では、ロット単位で感知器の感知性能に問題がないことを確認することで製品の品質が安定していることを確認している。

今回の実証試験では、一定の感知性能を有する検定品の感知器を使用しているため、感知器の個体差により試験判定への影響はないものと考えますが、試験における火災模擬条件(熱・煙の量、風量等)の違いが合否判定に影響する可能性を考慮し、試験結果の再現性を確認するために、感知器を交換して複数回試験を実施している。その結果、試験結果に大きな違いはなく、感知器の動作は安定していたため、試験結果には再現性ありと判断している。

この実証試験は、感知器の感知性能のバラツキを確認するものではなく、感知器が風速が大きい環境下においても所定の感知性能を発揮できることを確認したものである。

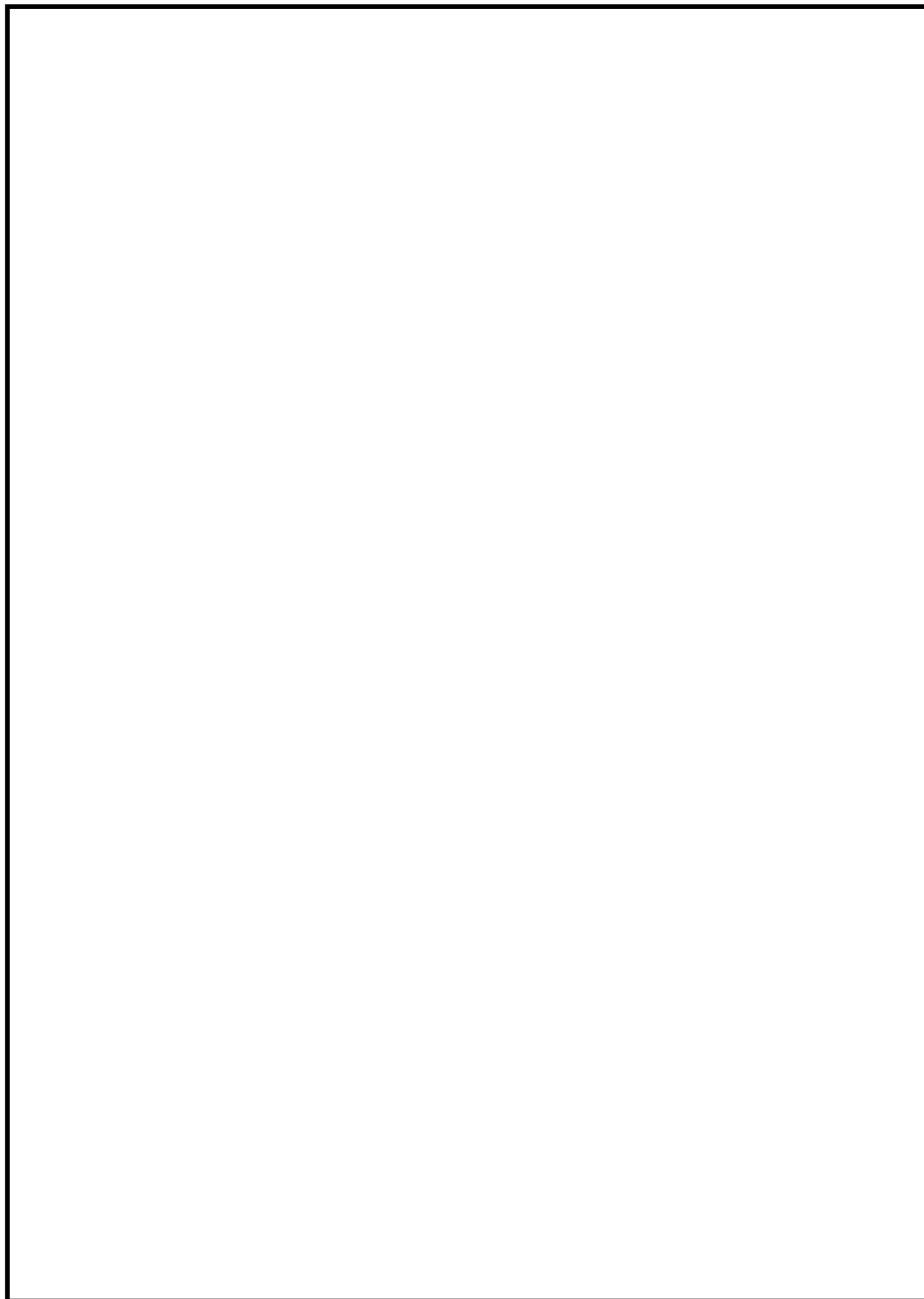
## (4) 実機適用における感知器選定の考え方

今回の実証試験により、風速5m/sec以下での感知性能を確認できた感知器と同じ型式の感知器を実機の排気ダクトに設置する計画としている。

感知器は国の指定する検査機関における型式検定試験により、製品の品質が担保されている。このことから、実証試験によりその実力を確認した感知器と同じ型式のものを用いることにより、実機においても同等の性能が発揮されるものと評価する。

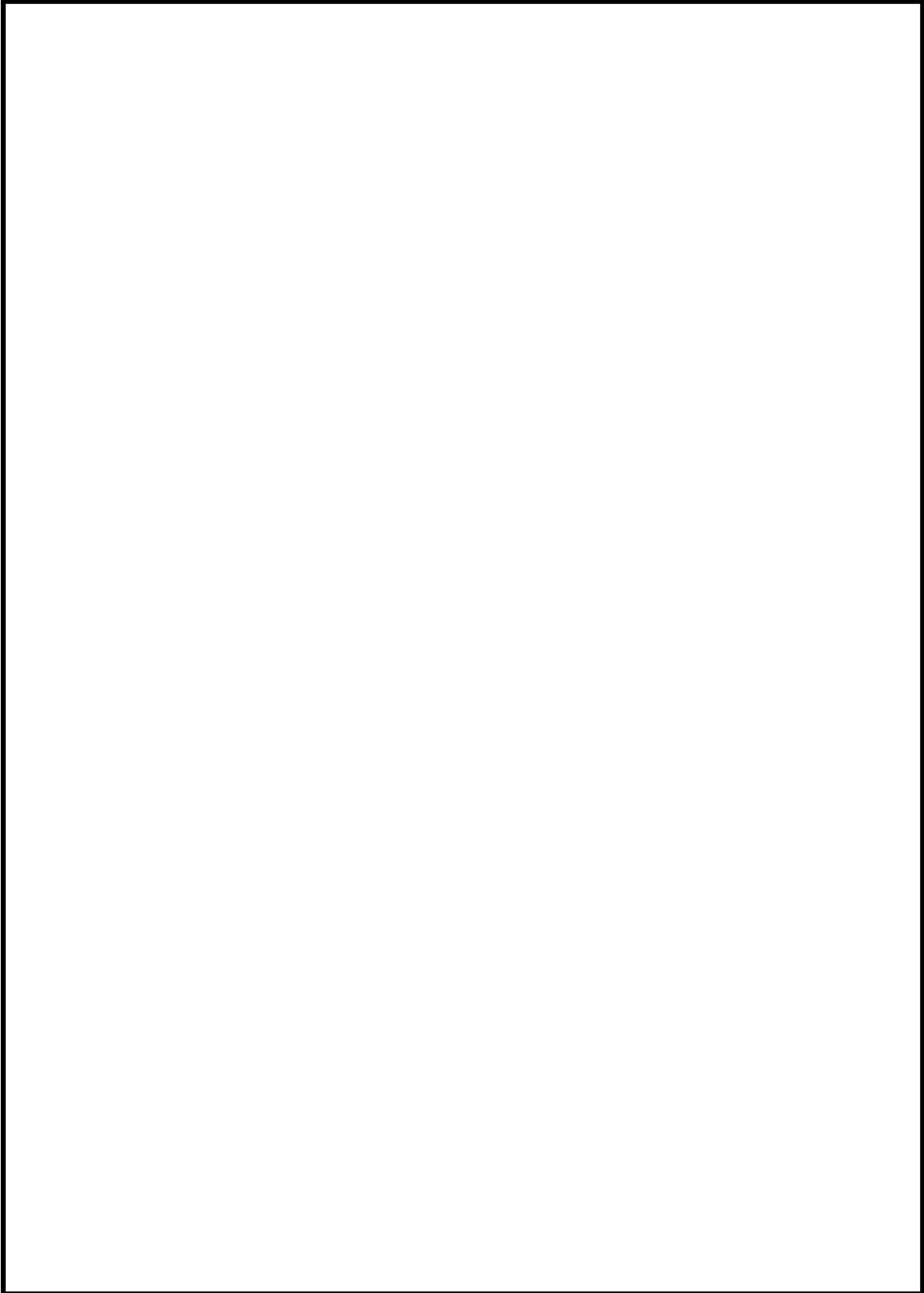
以上

論文「グレーチングが熱気流に及ぼす影響について」（消防研究センター）



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

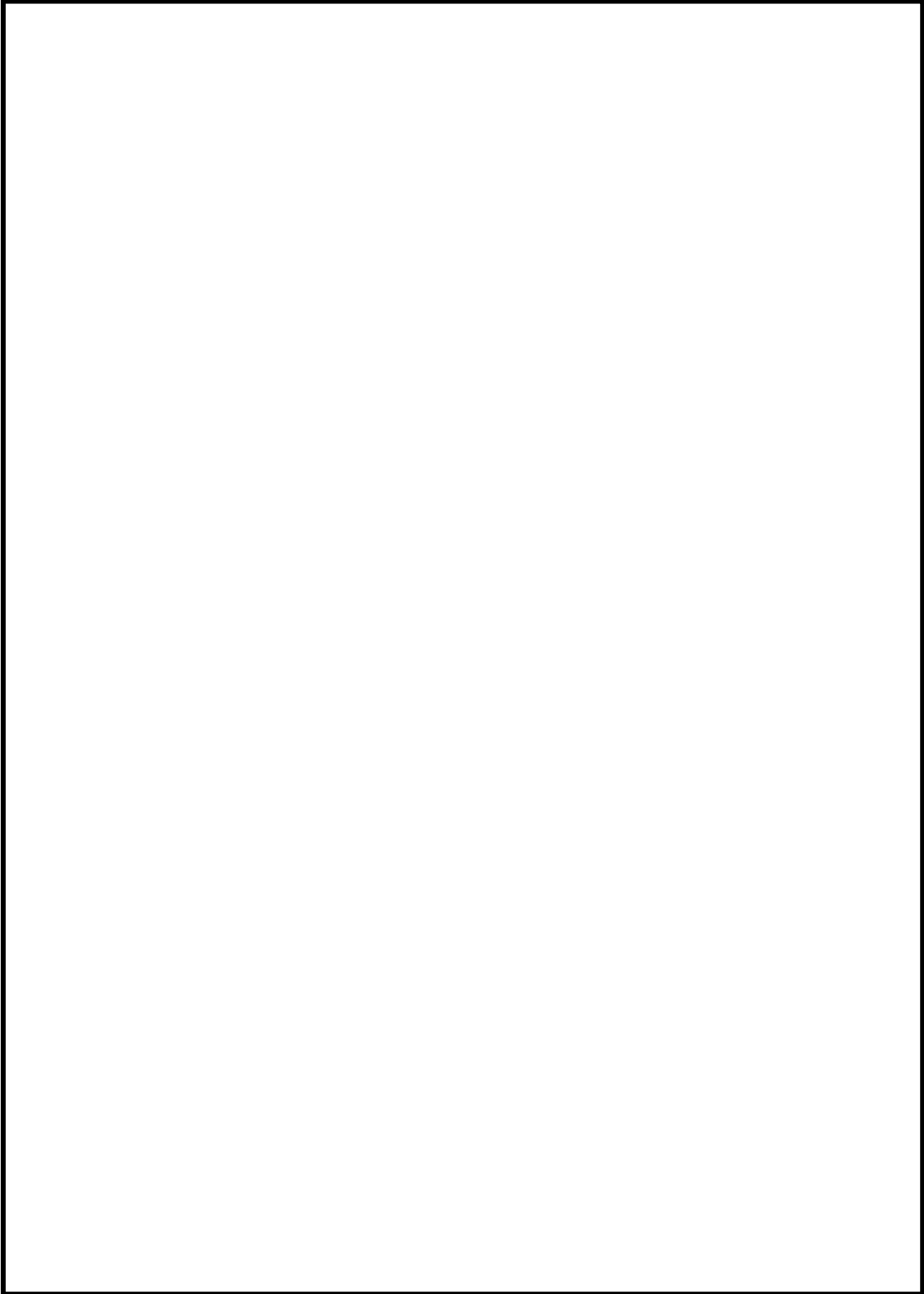
参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

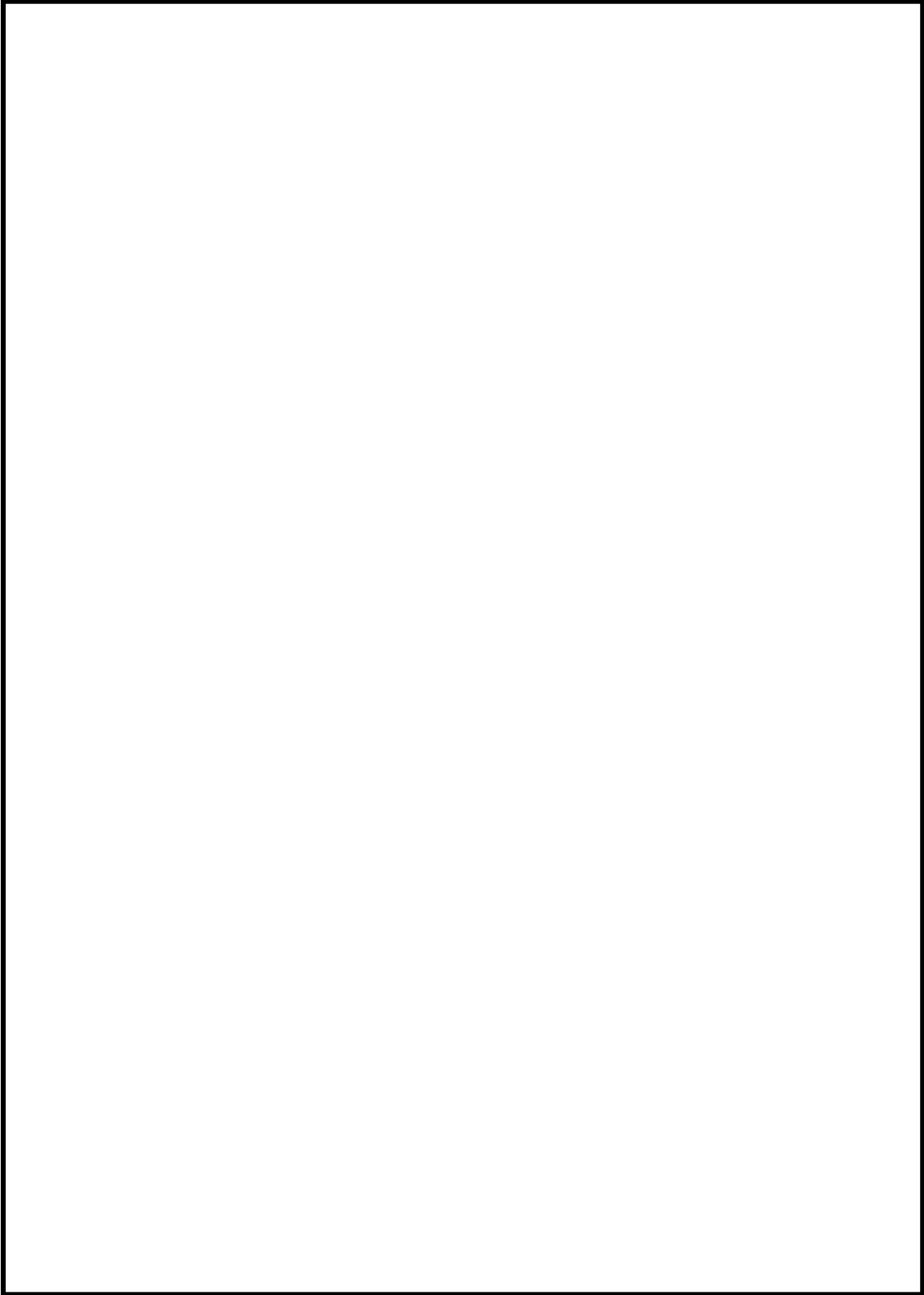


参照箇所：



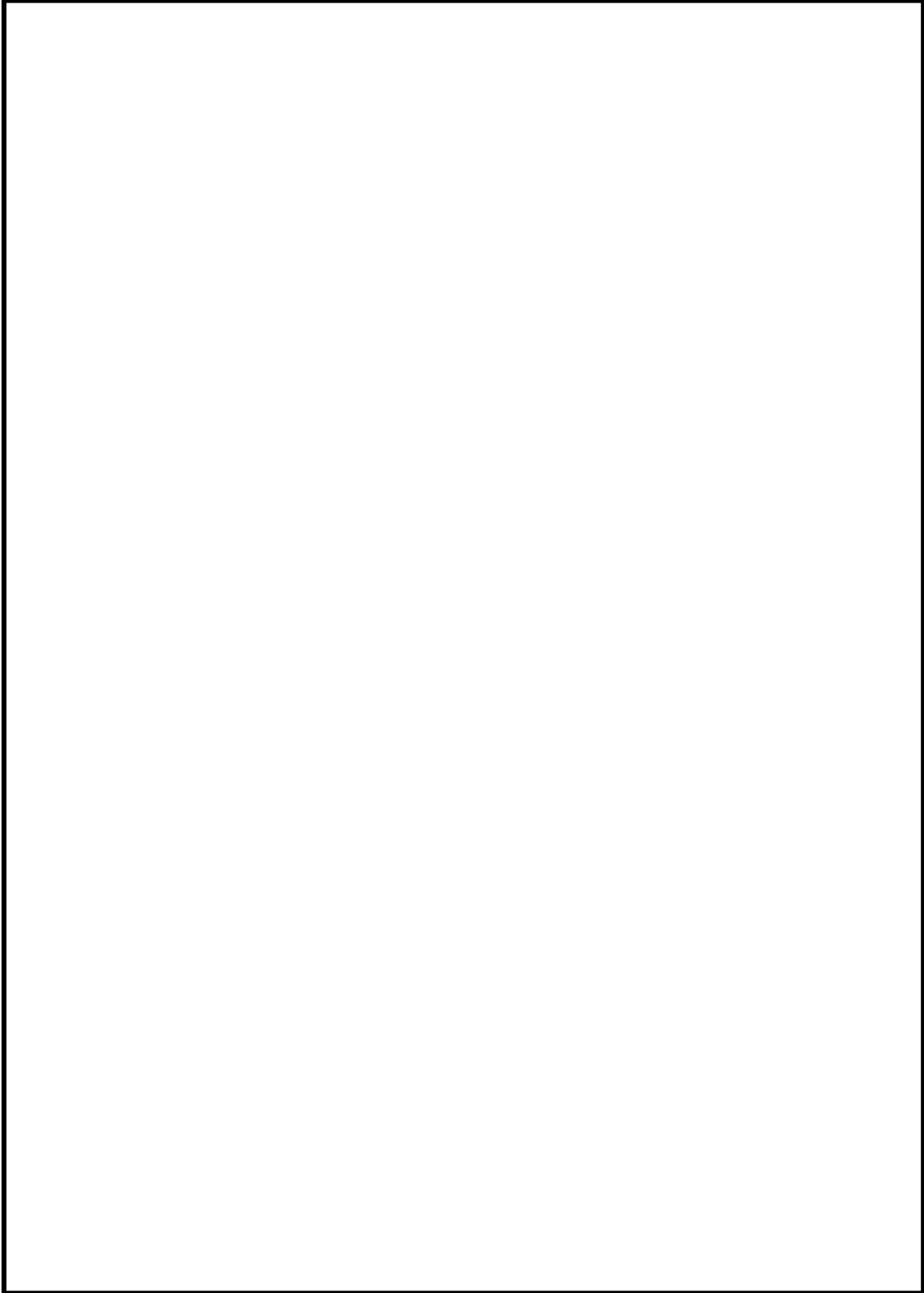
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

参照箇所：

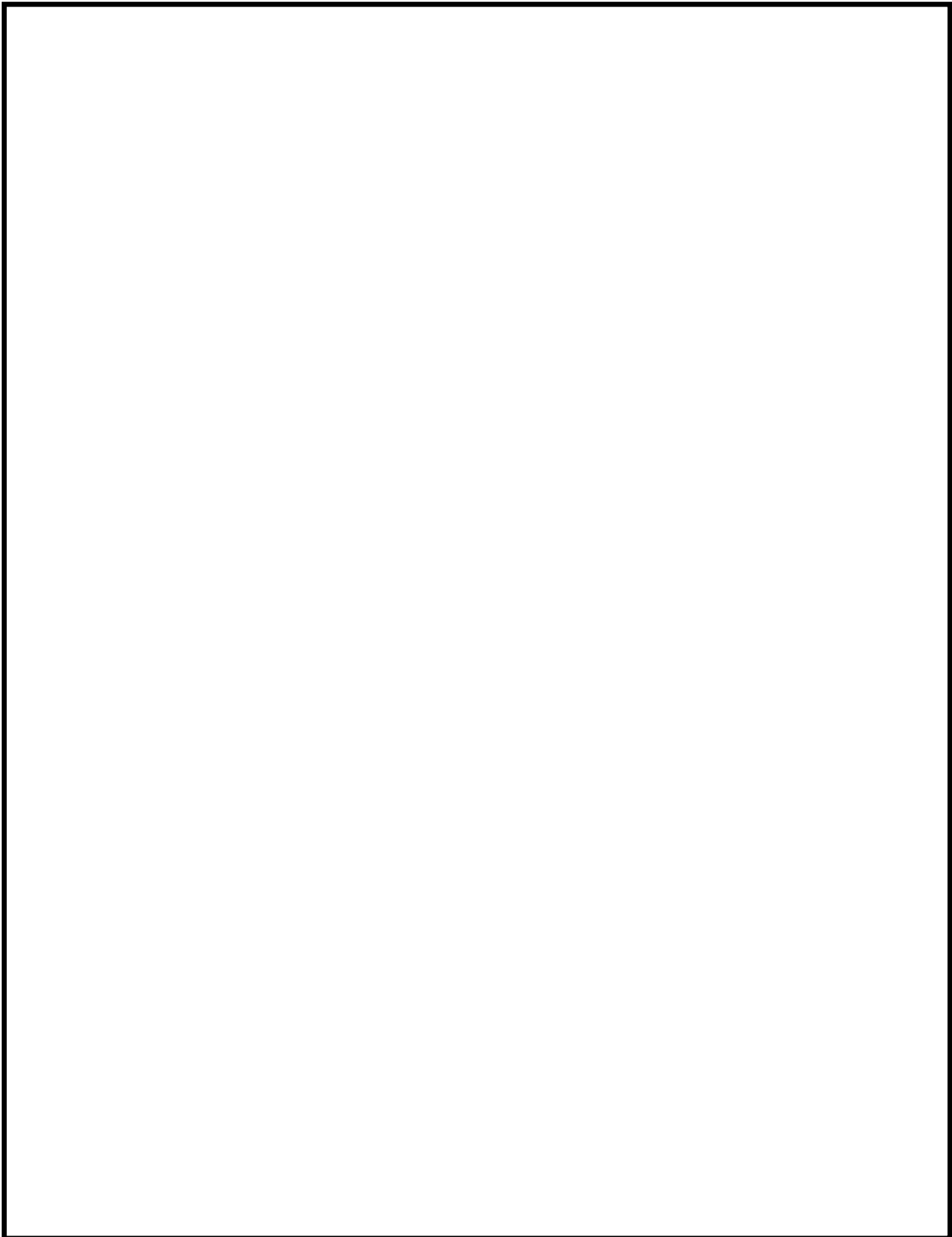


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

参照箇所：

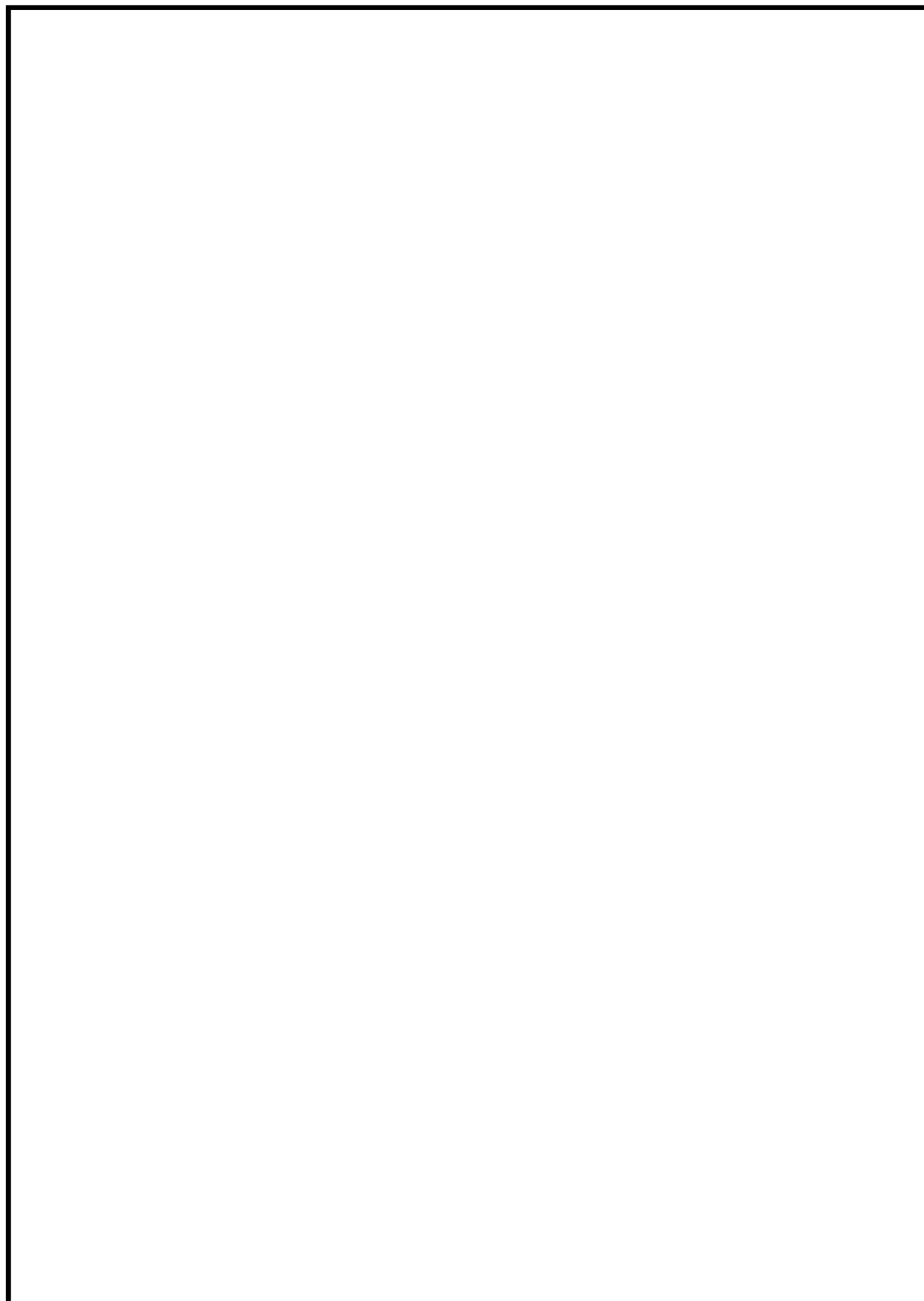


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

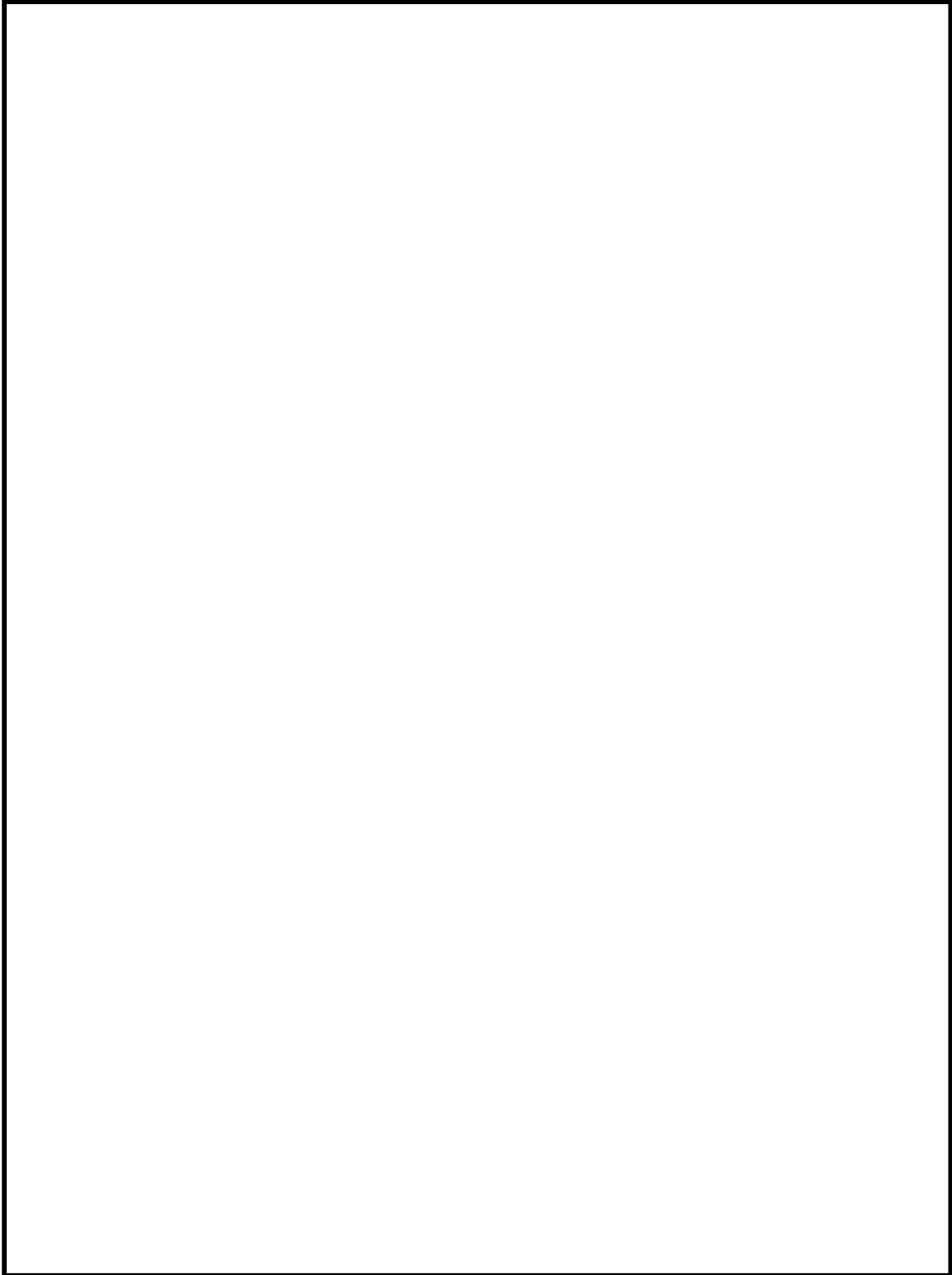


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

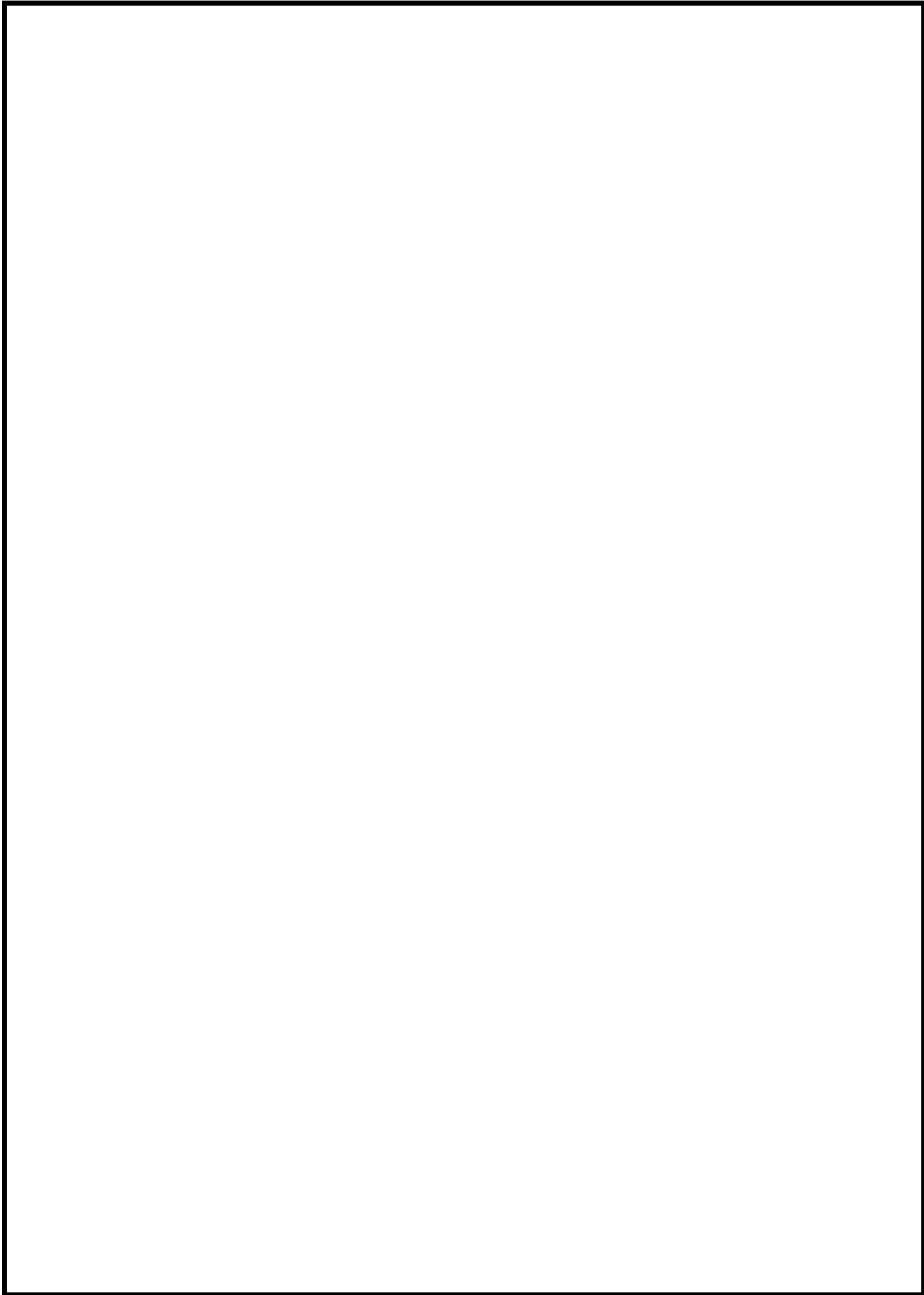
論文「区画火災の鉛直温度分布予測モデルの拡張と検証および火災プルームへの連行を考慮した天井ジェット温度予測」（日本建築学会環境系論文集 第 690 号,1・7,2005 年 4 月）



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

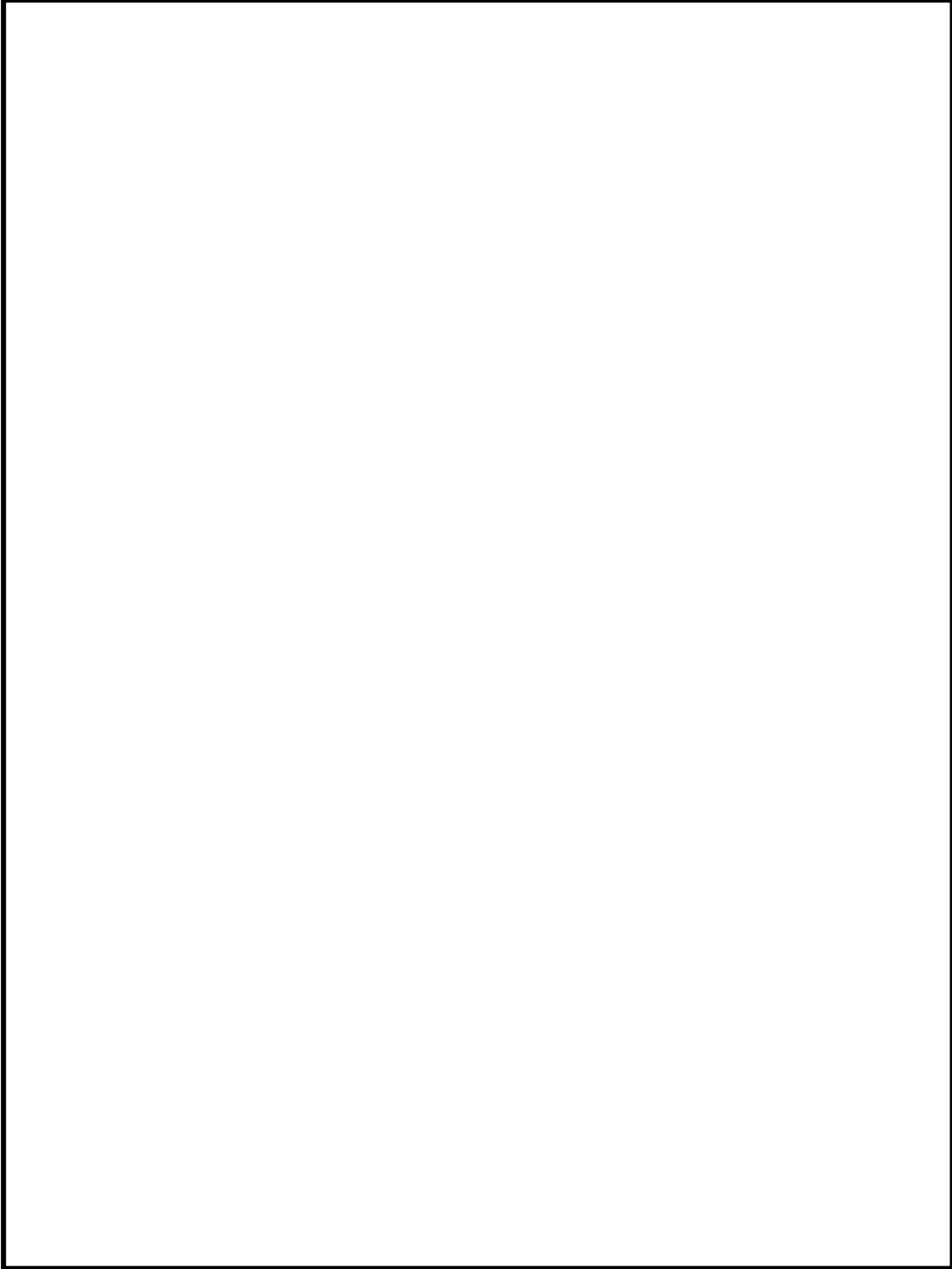


枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

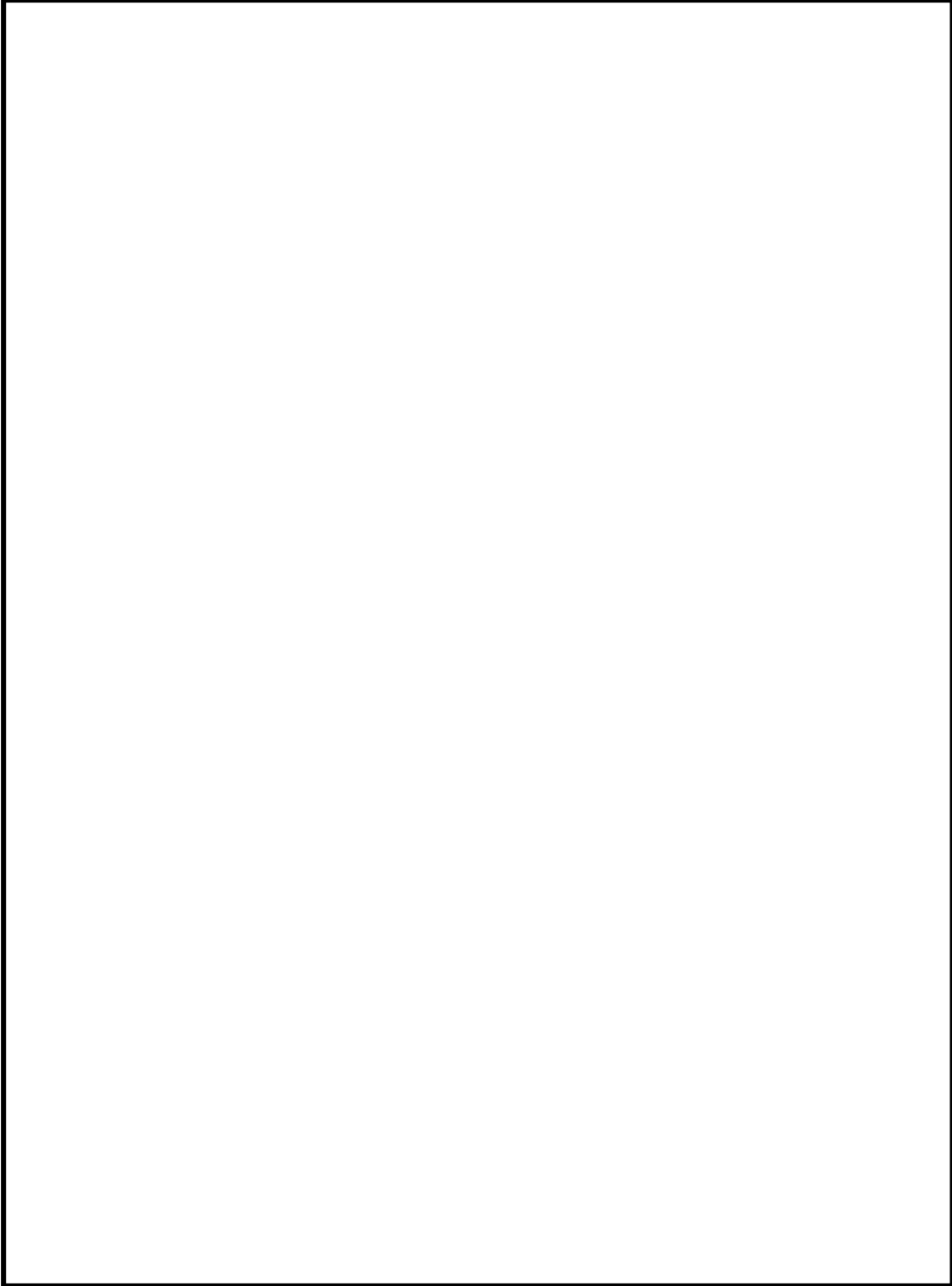
参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



参照箇所：



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 1-2 アナログ式でない防爆型の炎検出装置について

火災感知器のうち、アナログ式でない防爆型の炎検出装置の動作原理及び仕様等について 1-2-1 にて説明する。

### 1-2-1 アナログ式でない防爆型の炎検出装置

#### (1) アナログ式でない防爆型の炎検出装置の概要

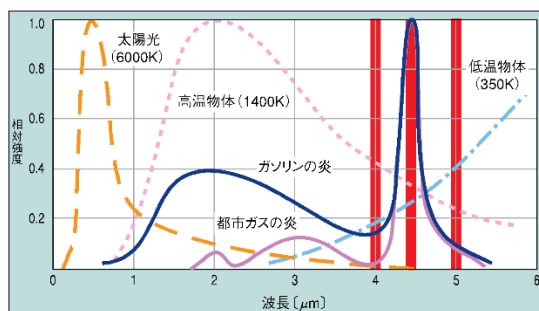
アナログ式でない防爆型の炎検出装置の外観を第 1-2-1 図に、概要を第 1-2-2 図に示す。アナログ式でない防爆型の炎検出装置は、物質の燃焼時に発生する「特有な赤外線放射エネルギー（CO<sub>2</sub> 共鳴放射）の 3 つの波長帯を監視し、CO<sub>2</sub> 共鳴放射帯のピークを検出した場合」と、その「炎のちらつき」を捉えることで感知する。

アナログ式でない防爆型の炎検出装置は、仮に内部の電気回路に可燃性ガスなどが侵入し、爆発が生じて、外部の可燃性ガス等に点火しないよう、全閉の構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造※）を有する。

※：耐压防爆構造（「電気機器器具防爆構造規格」労働省告示第 16 条）全閉構造であって、可燃性ガス（以下「ガス」という。）又は引火性の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。



第 1-2-1 図



第 1-2-2 図

#### (2) 消防法の検定について

アナログ式でない防爆型の炎検出装置は、消防法で定められた検定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角）に定められる感知性能を有している。

以 上

### 1-3 熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置について

屋外の空冷式非常用発電装置の火災監視を行う熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置は消防検定品ではないことから、消防検定品である熱感知器や炎感知器と同等以上の性能を有していることを、以下のとおり検証する。

#### 1-3-1 設備仕様、構成

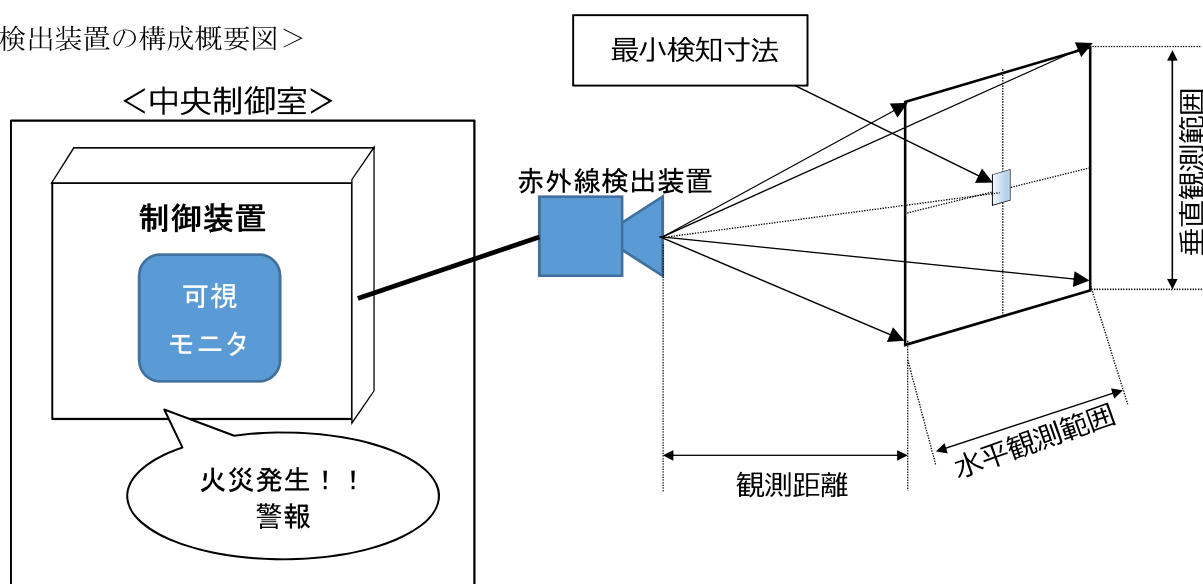
##### (1) 赤外線検出装置

- a. 温度測定範囲：0～500℃
- b. 温度感知分解能：最小検知寸法、約 300mm<sup>2</sup> (at 観測距離 60m)
- c. 観測可能距離：最大 140m、
- d. 観測範囲：97.9m×73.4m (水平×垂直監視範囲 at 観測距離 60m)
- e. 使用環境 温度：-20～50℃  
湿度：45～85%RH以下

##### (2) 制御装置

- a. 温度表示範囲：0～500℃
- b. 表示サンプリング周期：5 秒ごと
- c. 温度警報設定範囲：プレ警報と警報の温度値は自由にセット可能
- d. 使用環境温度：10～35℃
- e. 自己診断機能：カメラを含め毎分周期でシステム異常をモニタ
- f. 蓄電池容量：1 時間以上の監視が可能

< 検出装置の構成概要図 >

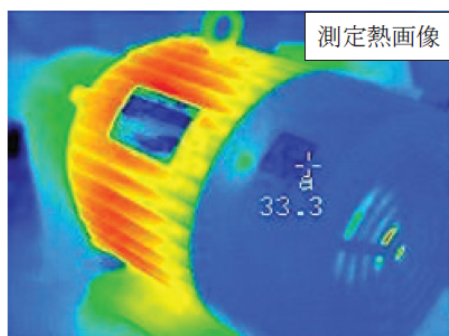


### 1-3-2 温度測定の方法

赤外線は、温度を持つ全ての物質から自然に放射されている。物体の温度が高温になると、放射される赤外線の放射量も大きくなり、その放射量は、物体の温度の4乗に比例して大きくなる。

熱サーモカメラは物体から放射される赤外線から物体の温度を測定し、炎感知器は炎から放射される赤外線エネルギー（CO<sub>2</sub>共鳴放射）を監視できる装置で、物体に触れずには離れたところからの測定が可能である。なお、熱サーモカメラは、1点の温度値ではなく、面として広範囲の温度分布を映像化することができるので、効率的かつ確実に異常温度箇所を検出することができる。また、応答速度が速くリアルタイムでの計測が可能である。

<機器点検において熱サーモカメラを用いた例>



電動機(例)



送電鉄塔(例)

### 1-3-3 性能評価

熱サーモカメラ及びアナログ式でない防水型の炎検出装置は、審査基準で定められている火災感知器として使用することから、熱サーモカメラについては、平常時の温度状況を監視し、かつ急激な温度の上昇を把握することができる熱アナログ式スポット型感知器の感知性能を持っていることを、火災感知器に係る総務省令\*で定める技術上の試験に準じて、以下の性能試験等により確認を実施する。また、熱サーモカメラ及びアナログ式でない防水型の炎検出装置の監視距離について、熱感知器には基準がないことから、総務省令\*に監視距離の定めのある炎感知器の感知性能と比較評価する。

\* 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」

(昭和 56 年自治省令第 17 号、最終改定 平成 26 年 3 月 31 日総務省第 26 号)

(1) 評価項目

- a. 熱サーモカメラと熱アナログ式スポット型感知器の感知性能（総務省令 15 条の 3）の比較評価試験

(a) 試験条件

温度 5°C～35°C、相対湿度 45%～85%（総務省令 7 条）

(b) 試験温度

公称感知器温度範囲の下限值から上限値に達するまでその温度が 2°C/min 以下の一定の割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき、そのときの気流の温度に対応した火災情報信号を発信するものでなければならない。

・公称感知温度範囲： 上限： 60°C ～ 165°C  
下限： 10°C ～ （下限値－10）°C

- b. 熱サーモカメラ及びアナログ式でない防水型の炎検出装置と炎感知器の感知性能（総務省 17 条の 8）の比較評価試験

(a) 試験条件

温度 5°C～35°C、相対湿度 45%～85%（総務省令 7 条）

(b) 試験内容

炎感知器の公称監視距離は、視野角五度ごとに定めるものとし、二十メートル未満の場合にあっては一メートル刻み、二十メートル以上の場合にあっては五メートル刻みとする。また、屋内型においては、公称監視距離の 1.2 倍離れた箇所において 33 センチメートルの正方形燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させたとき、三十秒以内で火災信号を発信するものでなければならない。屋外型又は道路型においては、公称監視距離の 1.4 倍離れた箇所において 70 センチメートルの正方形燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させたとき、三十秒以内で火災信号を発信するものでなければならない。

(2) 評価結果

- a. 熱サーモカメラと熱アナログ式スポット型感知器の感知性能の比較評価結果

(a) 試験条件

熱サーモカメラの設置環境条件は以下のとおりであり、総務省令 7 条の試験条件を満足していることを確認した。

・温度 : -10～50°C (5～35°C)  
・湿度 : 45～85% RH 以下 (45～85%)

( ) は、試験条件

(b) 温度試験

熱サーモカメラ設備の温度測定仕様は以下のとおりであり、試験温度の測定が可能であることを確認した。

- ・温度測定範囲：0～500℃（最大：0～165℃）
  - ・サンプリング周期：5 秒ごと（2℃/分）
  - ・プレ警報：予めセットした温度上昇率（℃/min）を超えると発報
  - ・警報：最高温度が予めセットした温度を超えた場合に発報
- （ ）は、試験条件

b. 熱サーモカメラ及びアナログ式でない防水型の炎検出装置と炎感知器の感知性能の比較評価結果

(a) 試験条件

a.(a) と同様、総務省令 7 条の試験条件を満足していることを確認した。

- ・温度：-10～50℃（5～35℃）
- ・湿度：45～85%RH以下（45～85%）

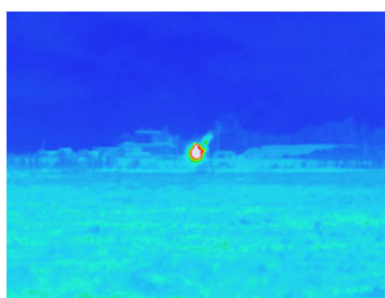
（ ）は、試験条件

(b) 試験内容

認定品ではないことから公称監視距離がないので、以下のとおり観測距離と正方形燃焼皿の大きさでの試験を実施した。

<屋外型又は道路型>

監視距離 140m に対して、70cm の正方形燃焼皿における燃焼試験において、22 秒以内で火災を検知できることを確認した。



監視画像(例)



可視画像(例)

<屋内型>

監視距離 60m に対して、33cm の正方形燃焼皿における燃焼試験において、10 秒以内で火災を検知できることを確認した。

以上のことから、熱サーモカメラ及びアナログ式でない防水型の炎検出装置は、消防検定品である熱感知器や炎感知器と同等以上の性能であることが確認できた。

以上



#### 1-4 感知器と同等の機能を有する機器の環境性能について

屋外に使用する「感知器と同等の機能を有する機器」の環境性能について、以下の通り整理し、いずれも屋外での使用環境条件を満足している。

##### 1-4-1 屋外に使用する感知器と同等の機能を有する機器の種類

屋外に使用する感知器と同等の機能を有する機器を以下の通り整理する。

海水ポンプ室	アナログ式でない防水型の炎検出装置
海水管トレンチ（立坑部）	
燃料配管トレンチ（立坑部）	アナログ式でない防水型の炎検出装置
空冷式非常用発電装置エリア	アナログ式でない防水型の炎検出装置
	熱サーモカメラ
燃料油貯油そうエリア	アナログ式でない防爆型の熱検出装置
タンクエリア及び復水タンクエリア	アナログ式でない防水型の炎検出装置

##### 1-4-2 海水ポンプ室、海水管トレンチ（立坑部）に使用する機器の環境性能について

機器	使用温度範囲（℃）	防塵防水性能
アナログ式でない防水型の炎検出装置	-20~60	JIS 規格 IP66（耐塵、耐暴噴流）相当

##### 1-4-3 燃料配管トレンチ（立坑部）に使用する機器の環境性能について

機器	使用温度範囲（℃）	防塵防水性能
アナログ式でない防水型の炎検出装置	-20~60	JIS 規格 IP66（耐塵、耐暴噴流）相当

##### 1-4-4 空冷式非常用発電装置エリアに使用する機器の環境性能について

機器	使用温度範囲（℃）	防塵防水性能
アナログ式でない防水型の炎検出装置	-20~60	JIS 規格 IP65（耐塵、耐噴流）
熱サーモカメラ	-20~50	JIS 規格 IP65（耐塵、耐噴流）相当

##### 1-4-5 燃料油貯油そうエリアに使用する機器の環境性能について

機器	使用温度範囲（℃）	防爆性能
アナログ式でない防爆型の熱検出装置	-20~100	d2G4（耐圧防爆構造、爆発等級 2、発火度 G4）相当

1-4-6 タンクエリア及び復水タンクエリアに使用する機器の環境性能について

機器	使用温度範囲 (°C)	防塵防水性能
アナログ式でない防水型の炎 検出装置	-20~60	JIS 規格 IP66 (耐塵、耐 暴噴流) 相当

以 上

## 2 火災感知器の配置に係るもの

### 2-1 火災区域又は火災区画の火災感知器の設置個数について

#### 2-1-1 火災区域又は火災区画の火災感知器の設置個数

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書4.2(1)b.項に示すとおり選定する設計とする。火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する設計を基本とする。

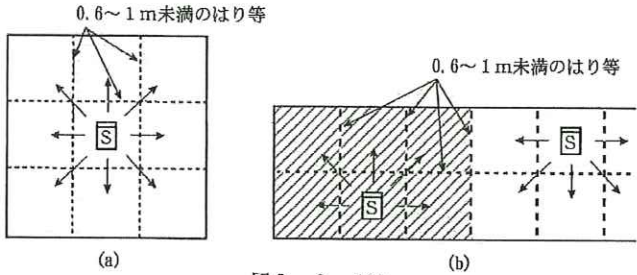
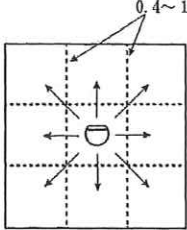
また、火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については、消防設備士の確認を受け、消防法施行規則に則り設置する設計を基本とする。

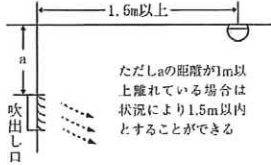
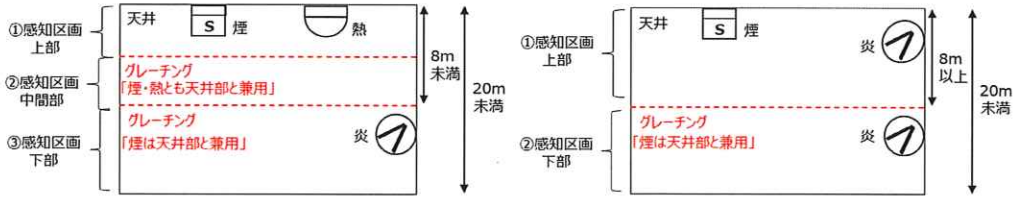
上記を踏まえ、火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数を決定する設計例について、第2-1-1表に示す。なお、補足説明資料2-1においては、放射線量が高い場所を含むエリアを「高放射線エリア」とする。

火災感知器の配置設計にあたり、消防法施行規則第23条第4項に基づいた個数を「必要数」欄に記載し、消防法施行規則第23条第4項に基づき設置するものは「設計確認」欄に「○」を付与するものとする。ただし、配置図の作成上特記すべき事項、自動火災報知設備工事基準書（日本火災報知機工業会出版）に基づき設計を行ったもの及び放射線量が高い場所を含むエリア等において個別の設計を行ったものは「設計確認」欄に第2-1-1表の凡例を記載するものとする。

なお、自動火災報知設備工事基準書は、消防法施行令第32条に基づき各自自治体の消防組織が感知器の施工方法や運用基準等を定める上で、消防法施行規則を補完するものとして一般的に用いられているものである。また、消防庁の通知文書（昭和57.6.7 消防予第132号）において、感知面積が小区画の場合は自動火災報知設備工事基準書を参照する旨の記載があることを確認している。

第2-1-1表 「設計確認」欄 凡例一覧

凡例	凡例理由																															
<p>A : 煙感知器</p>	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>0.6~1m未満のはり等</p> <p>(a) (b)</p> <p>図2-3-108</p> </div> <p>表2-3-15</p> <table border="1" data-bbox="395 1041 1053 1227"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th>取付け面の高さ</th> <th colspan="4">感知面積の合計(m<sup>2</sup>)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4m未満</th> <th>4m以上 8m未満</th> <th>8m以上 15m未満</th> <th>15m以上 20m未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td></td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td></td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td></td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	取付け面の高さ	感知面積の合計(m <sup>2</sup> )					4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種		60	60	40	40	2種		60	60	40		3種		20					
感知器種別	取付け面の高さ		感知面積の合計(m <sup>2</sup> )																													
		4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満																											
1種		60	60	40	40																											
2種		60	60	40																												
3種		20																														
<p>B : 熱感知器</p>	<p>はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各区画は感知器を設置した区画に隣接していなければならない。</p> <p>また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p> <div style="text-align: center;">  <p>0.4~1m未満のはり等</p> <p>合計で表2-3-9の面積の範囲内であること。</p> <p>図2-3-32</p> </div> <p>表2-3-9</p> <table border="1" data-bbox="386 1653 813 1899"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th> <th rowspan="2">感知区域構造</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>耐火</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m<sup>2</sup></td> <td>15m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m<sup>2</sup></td> <td>10m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m<sup>2</sup></td> <td>15m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m<sup>2</sup></td> <td>10m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特種</td> <td>15m<sup>2</sup></td> <td>10m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>13m<sup>2</sup></td> <td>8m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td></td> <td>15m<sup>2</sup></td> <td>10m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	感知区域構造	合計面積		耐火	その他	差動式スポット型	1種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	2種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>	補償式スポット型	1種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	2種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>	定温式スポット型	特種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>	1種	13m <sup>2</sup>	8m <sup>2</sup>	熱アナログ式スポット型		15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
感知器種別	感知区域構造			合計面積																												
		耐火	その他																													
差動式スポット型	1種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>																													
	2種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>																													
補償式スポット型	1種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>																													
	2種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>																													
定温式スポット型	特種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>																													
	1種	13m <sup>2</sup>	8m <sup>2</sup>																													
熱アナログ式スポット型		15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>																													

凡例	凡例理由
C : 煙感知器	<p>感知器配置を明確にするため、感知器サイズを大きく記載していることから干渉しているが、現場は「壁面」「0.6m以上の梁」からは0.6m以上の離隔が確保されている。また、吹き出し口から1.5m以上の離隔が確保されているため、消防法施行規則第23条第4項に基づく設計である。</p>
D : 熱感知器	<p>感知器配置を明確にするため、感知器サイズを大きく記載していることから干渉しているが、吹き出し口から1.5m以上の離隔が確保されているため、消防法施行規則第23条第4項に基づく設計である。</p>
E : 煙、熱感知器	<p>天井面から空気吹き出し口までの距離（下図 a）が1m以上離れている場合は、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>  <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> <p>また、空気吹き出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹き出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができる。</p>
F :	欠番
G : 煙、熱、炎感知器	<p>床面から天井高さが8m以上20m未満のエリア（放射線量が高い場所を含むエリアを除く）にグレーチング床が設置されている場合、グレーチングの上部と下部で感知区画を細分化し、消防法施行規則第23条第4項に基づき、以下のとおり感知器を設置する。</p> <p>①グレーチング上部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき天井面に設置する。</li> <li>・熱感知器又は炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する。</li> </ul> <p>②グレーチング下部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙感知器は上記①のグレーチング上部の天井面に設置する煙感知器と兼用する。</li> <li>・炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する。</li> </ul>  <p>なお、グレーチング床が設置されている放射線量が高い場所を含むエリア、床面から天井高さが20m以上のエリアの感知器設計については、それぞれI、Jに記載する。</p>



凡例	凡例理由
H： 煙、 熱、 炎感 知器	<p>水蒸気が多量に滞留するシャワー室は、消防法施行規則では煙感知器及び炎感知器の設置に適さないエリアであることから、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目の感知器として、防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する。</li> <li>・ 2種類目の感知器として、煙感知器は設計基準②を確保するよう同一火災区画内の隣接エリアの煙感知器と兼用する。</li> </ul>
I： 煙、 熱感 知器	<p>放射線量が高い場所を含むエリアは、以下の設計とする。</p> <p>(ケース1：濃縮液タンク室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目の感知器として、煙感知器を設計基準①を確保するようエリア内とほぼ同等の環境となる排気ダクト内に設置する。</li> <li>・ 2種類目の感知器として、熱感知器を設計基準①を確保するようエリア内とほぼ同等の環境となる排気ダクト内に設置する。</li> </ul> <p>(ケース2：脱塩塔室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目の感知器として、煙感知器を設計基準②を確保するよう隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する。</li> <li>・ 2種類目の感知器として、熱感知器を設計基準②を確保するよう隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する。</li> </ul> <p>(ケース3：原子炉格納容器ループ室及び加圧器室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目の感知器として、加圧器室は煙感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、原子炉格納容器ループ室は煙感知器を設計基準②を確保するようエリア内の放射線量が低い場所にある天井面及びグレーチング面に設置する。また、同一火災区画内の隣接エリアの煙感知器を兼用する。</li> <li>・ 2種類目の感知器として、熱感知器を設計基準②を確保するようエリア内の放射線量が高い場所も含めて天井面及びグレーチング面に設置する。</li> </ul> <div data-bbox="582 1563 1212 1803" style="text-align: center;"> </div> <p>最上部のグレーチング面から天井面までの高さが8m未満、床面からの天井高さが20m未満のエリアの場合</p> <p>□：放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）</p> <p>※1：エリア内に放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器を設置し、アナログ式の煙感知器をエリア内の放射線量が低い場所に設置</p>

凡例	凡例理由
	<p>(ケース4：インコアモニタチェス室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目の感知器として、煙感知器を設計基準②を確保するようエリア内に設置するとともに、同一火災区画内の隣接エリアの煙感知器を兼用する。</li> <li>・ 2種類目の感知器として、熱感知器を設計基準②を確保するようエリア内に設置するとともに、同一火災区画内の隣接エリアの熱感知器を兼用する。</li> </ul>
J： 煙、 熱、 炎感 知器	<p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目の感知器として、煙感知器を設計基準②を確保するよう煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置する。</li> <li>・ 2種類目の感知器として、最上部のグレーチング面を含めグレーチング面から天井高さが8m未満の場合は天井面に熱感知器、8m以上の場合は天井面又は壁面に炎感知器を設置し、天井面から8m未満の範囲内にあるグレーチング面より下層は炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する。(天井面以外の熱感知器、天井面から8m未満の範囲内にあるグレーチング面より上部の炎感知器は自主設置)</li> </ul>
K： 熱、 炎感 知器	<p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象でない屋外エリアは、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1種類目として、熱感知器又は熱サーモカメラを火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう設置する。</li> <li>・ 2種類目として、炎検出装置を火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう設置する。</li> </ul>
L： 煙、 熱感 知器	<p>海水管トレンチエリア(立坑部以外)及び燃料配管トレンチエリア(立坑部以外)は、消防法施行規則第23条第4項に準じてアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。</p>
M： 熱、 炎感 知器	<p>燃料油貯油そうエリアは、アナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱検出装置を油火災の早期感知に有効な取付場所に設置する設計とする。</p>
N： 煙、 熱、 炎感 知器	<p>廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク及び廃樹脂供給タンクエリアは、コンクリート壁で囲まれており、タンクは金属製であること、タンク内に貯蔵する樹脂は水に浸かっていること及び可燃物を置かず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。可燃物を置かない運用については、保安規定に定めて管理する。従って、火災感知器を設置しない設計とする。</p>

## 2-1-2 自動火災報知設備工事基準書に基づく火災感知器の設置について

火災感知器の設置については、火災感知器の取付方法や設置個数といった設計に関して、消防法施行規則第23条第4項に基づき設置する設計を基本とし、この設計を補完するものとして、日本火災報知機工業会から発行されている自動火災報知設備工事基準書（以下「工事基準書」という。）に記載される内容についても考慮した設計としている。工事基準書に記載されている内容は、一般的に用いられている設計事項であり、消防法の運用においても、実務上、火災の感知に支障のないものとして認められているものである。

本申請においては、第2-1-1表に示す凡例「A」、「B」及び「E」は工事基準書に記載のある設計、また実務上支障のないものとして消防機関に認められたものであるが、これらの設計を採用した場合においても、原子炉施設の安全に支障のないことを以下に示す。

### (1) 凡例「A」、「B」

「設計確認」欄の凡例「A」及び「B」は、熱感知器の場合0.4m以上1m未満、煙感知器の場合0.6m以上1m未満のほり等で分離されている小区画について、1つ隣の小区画に限って一定面積の範囲内で同一感知区域とすることができるというものである。

凡例「A」及び「B」を適用して感知器を設置した場合、感知器を設置していない小区画に滞留する熱又は煙の層厚さが、熱は0.4m以上1m未満、煙は0.6m以上1m未満のほり等の高さ以上になった時点で隣の小区画に流れ込むため、隣の小区画に設置している感知器により火災の感知が可能となる。また、隣接するエリアに火災の影響が及ぶ経路となり得る開口部が、これらのほり等よりも下部にしか存在しない場合は、開口部を通じて隣接するエリアに火災の影響が及ぶ前に火災を感知することが可能である。

従って、エリアの下部にある入口扉等の開口部を通じて他の火災区域又は火災区画に火災の影響が及ぶ前に火災を感知できるため、原子炉施設の安全に支障はないと評価する。

### (2) 凡例「E」

「設計確認」欄の凡例「E」については、感知器は換気口等の空気吹出し口から水平距離で1.5m以上離れた位置に設置する必要があるが、空気吹出し口が天井面から1m以上下方にある場合、または、その吹き出し方向と逆方向については、空気吹出し口から水平距離で1.5m未満の位置に感知器を設置することができるというものである。

凡例「E」を適用して感知器を設置した場合でも、天井面に熱及び煙は滞留し、空気吹出し口からの風の影響を受けることはなく、火災の感知が可能である。従って、エリアの下部にある入口扉等の開口部を通じて他の火災区域又は火災区画に火災の影響が及ぶ前に火災を感知できると考えられるため、原子炉施設の安全に支障はないと評価する。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (1/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	Bスイッチギヤ室	1	共用		5.6	280.4	4	4	0	0	○	10	7	0	3	D	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.6	62.4	1	1	0	0	○	3	2	0	1	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	5	0	0	—	13	9	0	4	—	0	0	0	0	—
	Bスイッチギヤ室	1	共用		5.6	178.6	3	3	0	0	C	6	5	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						3	3	0	0	—	6	5	0	1	—	0	0	0	0	—
	制御建屋 階段室(1・2号機共用)	1	共用		5.6	37.5	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		3.6	37.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		2.5	35.1	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		6.0	38.1	2	0	0	2	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		2.4	3.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		2.4	3.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		2.4	15.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	共用		4.9	33.2	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		9	共用		3.1	16.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		10	共用		3.1	27.7	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						11	3	0	8	—	14	0	0	14	—	0	0	0	0	—
	現場入出力盤室	1	共用		5.4	34.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	D	—	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—
	中央制御室外原子炉停止盤室(1・2号機共用)	1	共用		5.6	45.6	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	—	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—
	ケーブルチェイス	1	共用		6.9	57.8	1	1	0	0	J	2	2	0	0	J	2	0	0	2	J	吹き抜けエリア、グレーチングあり
		2	共用		2.8	57.1	3	3	0	0	J	2	2	0	0	J	4	0	0	4	J	吹き抜けエリア、グレーチングあり
		3	共用		4.0	57.1	3	3	0	0	J	2	2	0	0	J	4	0	0	4	J	吹き抜けエリア、グレーチングあり
		4	共用		6.7	47.9	1	1	0	0	J	2	2	0	0	J	3	0	0	3	J	吹き抜けエリア、グレーチングあり
		5	共用		—	51.6	0	0	0	0	J	0	0	0	0	J	0	0	0	0	J	□ m / □ mの天井面である。
	設置合計数[個]						8	8	0	0	—	8	8	0	0	—	13	0	0	13	—	
	1次系リレー室	1	共用		3.8	235.2	5	4	0	1	○	7	5	0	2	○	—	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	4	0	1	—	7	5	0	2	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (2/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	1次系リレー室	1	共用		3.9	217.1	4	4	0	0	○	4	4	0	0	○	—	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					4	4	0	0	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—	
	2次系リレー室(1・2号機 共用)	1	共用		3.9	157.8	3	3	0	0	○	3	3	0	0	○	—	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	3	0	0	—	3	3	0	0	—	0	0	0	0	—	
	ケーブル処理室(1・2号機 共用)	1	共用		2.5	115.8	2	2	0	0	○	5	2	0	3	E	—	0	0	0	—	
		2	共用		2.5	115.9	2	2	0	0	○	5	2	0	3	E	—	0	0	0	—	
		3	共用		2.5	122.8	2	2	0	0	○	5	2	0	3	E	—	0	0	0	—	
		4	共用		2.5	115.8	2	2	0	0	○	5	2	0	3	E	—	0	0	0	—	
		5	共用		2.5	137.3	3	3	0	0	○	10	3	0	7	E	—	0	0	0	—	
			設置合計数[個]					11	11	0	0	—	30	11	0	19	—	0	0	0	0	—
	中央制御室(1・2号機 共用)	1	共用		2.7	26.8	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		3.5	7.7	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	炊事場
		3	共用		2.5	8.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	E	0	0	0	0	—	
		4	共用		3.5	6.8	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		3.8	510.5	9	9	0	0	○	9	8	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		2.6	11.1	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		3.5	43.9	2	1	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		8	共用		3.5	4.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
			設置合計数[個]					17	13	0	4	—	17	10	0	7	—	0	0	0	0	—
	出入管理室(1・2号機 共用)	1	共用		2.7	7.6	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		2	共用		3.0	2.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	配管室
		3	共用		2.7	8.0	1	0	0	1	E	1	1	0	0	E	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		4	共用		2.7	6.0	1	0	0	1	E	1	1	0	0	E	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		5	共用		2.8	5.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		2.8	10.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		2.8	6.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	共用		2.7	92.9	1	0	0	1	○	4	4	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		9	共用		2.6	81.7	2	0	0	2	○	4	0	0	4	○	0	0	0	0	—	
		10	共用		2.5	36.7	1	0	0	1	○	2	2	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (3/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	出入管理室(1・2号機共用)	11	共用		2.7	36.1	1	0	0	1	○	2	2	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		12	共用		2.7	13.5	1	0	0	1	C	1	1	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		13	共用		2.7	5.0	1	0	0	1	E	1	1	0	0	E	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		14	共用		2.7	28.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		15	共用		2.7	10.6	1	0	0	1	○	1	1	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		16	共用		2.7	29.3	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更・移設)
		17	共用		2.7	41.4	1	0	0	1	○	1	1	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		18	共用		2.7	23.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		19	共用		2.7	52.1	1	0	0	1	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		20	共用		2.6	26.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		21	共用		2.4	15.2	1	0	0	1	C	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		22	共用		2.4	23.6	1	0	0	1	H	2	1	0	1	H	0	0	0	0	—	シャワー室防水熱と入口に専用煙感知器取付 熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更) 1カ所
		23	共用		2.7	87.4	1	0	0	1	C	3	3	0	0	D	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		24	共用		2.5	43.5	1	0	0	1	C	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		25	共用		2.6	16.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		26	共用		2.4	47.4	1	0	0	1	C	4	4	0	0	○	0	0	0	0	—	熱感知器(差動→熱アナログへ種別変更)
		設置合計数[個]					27	0	0	27	—	42	29	0	13	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路	1	共用		2.0	24.4	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		2	共用		2.2	75.7	2	0	0	2	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	中間床
		3	共用		2.6	78.2	2	0	0	2	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					5	0	0	5	—	8	0	0	8	—	0	0	0	0	—	
	A余熱除去ポンプ室	1	1		6.0	34.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	B余熱除去ポンプ室	1	1		6.0	34.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	A, B内部スプレポンプ室	1	1		6.0	62.3	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	3	1	0	2	—	0	0	0	0	—	
	C, D内部スプレポンプ室	1	1		6.0	62.3	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	3	1	0	2	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (4/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	原子炉補助建屋 通路	1	1		6.0	74.3	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	○	
		2	1		6.0	14.4	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	○	
		3	1		6.0	34.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
		4	1		6.0	47.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		5	1		6.0	72.0	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]						5	5	0	0	—	11	6	0	5	—	0	0	0	0	—
	RHR及びスプレ再循環弁 室	1	1		3.6	5.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		2	1		3.6	29.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		3	1		3.6	26.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		4	1		3.6	28.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		5	1		3.6	42.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	○	
	設置合計数[個]						5	1	0	4	—	5	1	0	4	—	0	0	0	0	—	
	RHR及びスプレ配管室	1	1		3.6	264.9	4	4	0	0	○	5	4	0	1	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]						4	4	0	0	—	5	4	0	1	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 通路	1	1		3.6	52.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—
	A余熱除去クーラ室	1	1		6.4	57.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—
	B余熱除去クーラ室	1	1		6.4	57.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—
	内部スプレクーラ室	1	1		6.4	110.6	2	2	0	0	○	4	4	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—
	原子炉補助建屋 共用通路 (1・2号機共用)	1	1		5.9	47.2	2	1	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		2	1		5.9	47.1	2	2	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		3	1		5.9	68.0	2	2	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	○	
		4	1		5.9	68.0	2	2	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	○	
		5	1		5.9	44.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		6	1		5.9	44.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
	設置合計数[個]						10	9	0	1	—	14	8	0	6	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (5/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画)名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	廃液ホールドアップタンク室	1	1		6.4	78.4	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	2	2	0	0	○	3 B区域
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	2	2	0	0	—	
	ケーブルチェイス室	1	1		3.2	36.4	1	0	0	1	J	1	0	0	1	J	2	0	0	2	J	
		2	1		4.8	21.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	1		4.8	36.4	1	1	0	0	J	2	2	0	0	J	4	0	0	4	J	
		4	1		6.9	56.1	3	3	0	0	J	2	2	0	0	J	8	0	0	8	J	
		5	1		6.7	56.1	3	3	0	0	J	2	2	0	0	J	5	0	0	5	J	
			設置合計数[個]					9	7	0	2	—	8	6	0	2	—	19	0	0	19	—
	パイプチェイス室	1	1		21.7	24.1	2	0	0	2	J	6	0	0	6	J	1	0	0	1	J	
			設置合計数[個]					2	0	0	2	—	6	0	0	6	—	1	0	0	1	—
	原子炉補助建屋 通路	1	1		6.4	11.4	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		6.4	105.4	2	2	0	0	○	4	3	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	1		6.4	16.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	1		6.4	37.3	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		5	1		6.4	41.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	1		6.6	35.3	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		6.6	14.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	1		6.6	72.9	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		9	1		6.6	5.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		10	1		6.6	3.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		11	1		2.8	4.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		12	1		3.2	3.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		13	1		3.9	3.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		14	1		2.0	15.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
			設置合計数[個]					15	7	0	8	—	22	9	0	13	—	0	0	0	0	—
	A充てん/高圧注入ポンプ室	1	1		2.9	62.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
			設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—
	B充てん/高圧注入ポンプ室	1	1		2.9	59.6	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
			設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (6/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	C充てん/高圧注入ポン プ室	1	1		2.9	64.5	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	充てん/高圧注入ポン 配管室	1	1		2.2	186.7	2	2	0	0	○	4	3	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	4	3	0	1	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路1	1	1		2.5	26.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		2.5	29.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		3	1		2.5	112.7	2	2	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	1		6.4	71.2	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		5	1		6.4	55.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	1		6.2	67.8	1	1	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		3.1	51.1	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		8	1		6.1	37.0	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		9	1		4.1	33.0	2	1	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		10	1		4.1	24.1	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		11	1		3.0	39.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		12	1		3.2	58.4	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		13	1		3.2	19.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		14	1		2.2	4.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	一部グレーチングエリア 中間床
		15	1		3.0	33.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		16	1		1.4	22.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		17	1		2.2	4.5	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		18	1		2.8	19.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		19	1		3.0	59.6	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					21	14	0	7	—	27	12	0	15	—	0	0	0	0	—	
	封水及び非再生クーラ 室	1	1		2.5	15.3	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		2.5	13.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (7/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	原子炉補助建屋 通路2	1	1		2.8	33.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		2.8	65.3	2	2	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	1		2.8	23.9	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	1		2.2	6.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	1		2.8	25.8	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		6	1		2.8	12.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		4.3	75.7	2	1	0	1	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	
		8	1		3.2	33.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		9	1		3.2	64.7	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		10	1		3.2	60.9	1	0	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		11	1		3.2	93.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		12	1		3.2	22.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					14	6	0	8	—	18	7	0	11	—	0	0	0	0	—	
	ほう酸回収装置室・廃 液蒸発装置室	1	1		6.1	73.5	1	1	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		2.8	12.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		3	1		5.7	68.3	1	1	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	2	0	1	—	7	4	0	3	—	0	0	0	0	—	
	ホールドアップタンク ポンプ室	1	1		6.1	29.1	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	—	
	ホールドアップタンク 室	1	1		7.0	44.2	1	0	0	1	G	2	2	0	0	○	4	0	0	4	G	
		2	1		7.0	44.2	1	0	0	1	G	2	2	0	0	E	4	0	0	4	G	
		3	1		7.0	44.2	1	0	0	1	G	2	2	0	0	E	4	0	0	4	G	
		4	1		7.7	44.2	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	感知区画1の吹抜け、グレーチング ゲエリア
		5	1		7.7	45.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	感知区画2の吹抜け、グレーチング ゲエリア
		6	1		7.7	45.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	感知区画3の吹抜け、グレーチング ゲエリア
		設置合計数[個]					6	3	0	3	—	12	12	0	0	—	12	0	0	12	—	
	廃樹脂タンク室	1	1		6.1	20.5	0	0	0	0	N	0	0	0	0	N	0	0	0	0	N	
		2	1		6.1	7.2	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (8/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画)名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	ガス減衰タンク室	1	1		7.1	35.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.1	35.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	4	2	0	2	—	0	0	0	0	—	
	ガス圧縮機室	1	1		7.7	18.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.7	17.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—	
	ほう酸濃縮液タンク室	1	1		7.7	20.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.7	12.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		3	1		7.7	13.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	1		7.7	3.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	1		4.0	3.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
	設置合計数[個]					5	2	0	3	—	5	2	0	3	—	0	0	0	0	—		
	原子炉補助建屋 通路1	1	1		7.2	43.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		8.7	44.5	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	1		4.5	151.4	3	3	0	0	○	6	3	0	3	○	0	0	0	0	—	
		4	1		2.8	20.6	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	1		4.5	94.2	2	1	0	1	○	4	1	0	3	E	0	0	0	0	—	
		6	1		3.5	18.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		2.0	17.4	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		8	1		4.0	226.3	5	3	0	2	○	9	5	0	4	○	0	0	0	0	—	中間床
	設置合計数[個]					15	10	0	5	—	27	11	0	16	—	0	0	0	0	—		
	原子炉補助建屋 通路2	1	1		7.6	45.0	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.7	109.3	3	3	0	0	○	4	2	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	1		7.7	23.5	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	床グレーティング
		4	1		4.4	1.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	1		7.7	210.1	5	5	0	0	A	8	5	0	3	B	0	0	0	0	—	
		6	1		7.7	1.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		7.7	20.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (9/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
		8	1		2.5	47.1	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		9	1		7.7	10.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		10	1		7.1	30.4	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		11	1		2.4	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		12	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		13	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		14	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		15	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		16	1		2.4	3.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
	原子炉補助建屋 通路2	17	1		2.4	3.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		18	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		19	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		20	1		2.4	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		21	1		2.4	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		22	1		2.3	13.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		23	1		4.7	48.2	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		24	1		4.7	47.9	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		25	1		5.2	34.9	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					31	11	0	20	—	40	8	0	32	—	0	0	0	0	—	
		1	1		4.4	16.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	バルブ配管エリア
		2	1		2.5	11.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	通路
		3	1		2.5	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	1		2.5	3.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
	脱塩塔及びフィルタ エリア	5	1		7.7	5.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	1		7.7	5.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		2.5	17.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	通路
		8	1		7.7	7.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		9	1		2.6	33.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (10/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域(区画)名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	脱塩塔及びフィルタエリア	10	1		2.6	78.4	2	0	0	2	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	中間床
		11	1		2.6	27.1	1	0	0	1	I	1	0	0	1	I	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					12	0	0	12	—	13	0	0	13	—	0	0	0	0	—	
	体積制御タンク室	1	1		6.9	19.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.2	7.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	使用済燃料ピット、新燃料貯蔵庫	1	1		7.2	66.1	1	0	0	0	J	0	0	0	0	—	3	0	0	3	J	②の煙感知器で監視
		2	1		20.2	715.9	19	9	0	10	J	3	2	0	1	I	5	0	0	5	J	⑤、⑥で一部監視
		3	1		3.5	23.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	1		3.0	38.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		5	1		8.4	103.7	2	2	0	0	J	0	0	0	0	○	4	1	0	3	J	②で一部監視
		6	1		3.9	110.6	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	1	1	0	0	—	
	設置合計数[個]					26	13	0	12	—	5	2	0	3	—	13	2	0	11	—		
	原子炉補助建屋 通路	1	1		8.4	1481.9	20	19	0	1	J	2	1	0	0	—	17	11	0	6	J	
		2	1		3.4	1.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	1		5.3	26.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		4	1		5.7	31.2	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床 ①にて監視
		5	1		6.6	50.4	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床 ①にて監視
		6	1		2.5	6.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	1		2.5	29.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	1		2.5	19.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]					25	19	0	6	—	3	1	0	5	—	17	11	0	6	—		
	ドラム詰室	1	1		8.0	101.5	2	1	0	1	○	4	1	0	3	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	4	1	0	3	—	0	0	0	0	—	
	ほう酸タンク室	1	1		8.2	71.3	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	3	3	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	0	0	0	0	—	3	3	0	0	—	
	タンクエリア(1・2号機共用)	1	1		—	665.6	0	0	0	0	K	2	2	0	0	K	4	4	0	0	—	
		設置合計数[個]					0	0	0	0	—	2	2	0	0	—	4	4	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (11/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	Aディーゼル発電機室	1	1		2.5	26.2	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		2	1		2.5	48.5	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		3	1		2.5	71.2	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	1		6.6	197.6	3	3	0	0	G	7	4	0	3	G	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						6	6	0	0	—	11	6	0	5	—	4	0	0	4	—
	Bディーゼル発電機室	1	1		2.5	71.2	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		2.5	26.2	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		3	1		2.5	45.0	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		4	1		6.6	191.8	3	3	0	0	G	7	4	0	3	EG	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						6	6	0	0	—	11	6	0	5	—	4	0	0	4	—
	1次系冷却水クーラ室	1	1		3.2	47.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.6	243.8	4	4	0	0	○	12	4	0	8	D	0	0	0	0	—	
		3	1		7.6	479.6	9	9	0	0	○	19	7	0	12	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						14	13	0	1	—	32	11	0	21	—	0	0	0	0	—
	タービン動補助給水ポンプ室	1	1		5.7	24.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]						1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—		
	Aスイッチギヤ室	1	1		6.6	245.5	4	4	0	0	○	9	7	0	2	○	2	0	0	2	G	
		2	1		2.8	61.2	3	3	0	0	G	3	2	0	1	—	4	0	0	4	G	
		3	1		4.0	61.2	0	0	0	0	G	0	0	0	0	—	5	0	0	5	G	
		4	1		6.7	61.2	3	3	0	0	G	2	2	0	0	—	6	0	0	6	G	
		設置合計数[個]						10	10	0	0	—	14	11	0	3	—	17	0	0	17	—
	主蒸気管ヘッド室	1	1		6.7	421.1	10	5	0	5	○	30	3	0	27	B	0	0	0	0	—	
		2	1		4.7	19.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	1		5.0	21.7	1	0	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	排気ファン排気塔に感知器設置
		設置合計数[個]						12	5	0	7	—	33	4	0	29	—	0	0	0	0	—
	1次系冷却水ポンプ室	1	1		5.3	59.9	1	0	0	1	A	4	0	0	4	B	0	0	0	0	—	
		2	1		5.3	193.2	5	3	0	2	A	8	3	0	5	B	0	0	0	0	—	
		3	1		5.3	416.8	11	10	0	1	A	23	9	0	14	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						17	13	0	4	—	35	12	0	23	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (12/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	主給水管室	1	1		2.5	163.2	4	0	0	4	A	11	0	0	11	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					4	0	0	4	—	11	0	0	11	—	0	0	0	0	—	
	補助建屋よう素除去排気 フィルタユニット室	1	1		6.6	48.4	1	1	0	0	A	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	Aバッテリー室	1	1		5.6	36.4	2	1	0	1	AE	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		5.6	25.2	1	1	0	0	AE	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	2	0	1	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—	
	Bバッテリー室	1	1		5.6	36.6	2	1	0	1	AE	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		5.6	25.2	1	1	0	0	AE	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	2	0	1	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—	
	中間建屋 通路	1	1		5.6	74.4	3	1	0	2	A	4	0	0	4	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	1	0	2	—	4	0	0	4	—	0	0	0	0	—	
	換気空調設備室	1	1		6.7	11.2	1	0	0	1	A	1	0	0	1	B	0	0	0	0	—	
		2	1		6.7	53.3	1	1	0	0	A	3	1	0	2	B	0	0	0	0	—	
		3	1		6.7	101.9	3	0	0	3	○	7	0	0	7	○	0	0	0	0	—	
		4	1		6.7	529.6	11	7	0	4	A	22	7	0	16	B	0	0	0	0	—	
		5	1		3.6	67.3	2	1	0	1	A	5	1	0	4	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					18	9	0	9	—	38	9	0	30	—	0	0	0	0	—	
	アニュラス循環フィル タユニット室	1	1		6.7	53.6	1	1	0	0	A	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		2.7	31.3	1	0	0	1	A	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		3	1		6.7	28.0	1	1	0	0	A	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	1		6.7	55.0	1	1	0	0	A	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					4	3	0	1	—	8	5	0	3	—	0	0	0	0	—	
	主蒸気主給水管室1	1	1		3.6	325.2	9	7	0	2	A	23	5	0	18	B	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					9	7	0	2	—	23	5	0	18	—	0	0	0	0	—	
	中間建屋 通路	1	1		3.5	487.5	7	7	0	0	○	9	6	0	3	○	0	0	0	0	—	
		2	1		4.2	104.4	3	0	0	3	○	6	0	0	6	○	0	0	0	0	—	中間床
		3	1		4.3	14.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					11	7	0	4	—	16	6	0	10	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (13/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	制御棒駆動装置制御室	1	1		7.9	8.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	1		7.6	147.5	7	7	0	0	○	5	4	0	1	D	2	2	0	0	—	
		設置合計数[個]						8	7	0	1	—	6	4	0	2	—	2	2	0	0	—
	主蒸気主給水管室2	1	1		3.8	40.8	1	1	0	0	A	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	1		4.2	461.8	11	4	0	7	A	26	7	0	19	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						12	5	0	7	—	27	8	0	19	—	0	0	0	0	—
	アニュラスエリア	1	1		67.9	256.2	39	25	0	14	J	26	25	0	1	J	58	0	0	58	J	アニュラス展開図に記載
		設置合計数[個]						39	25	0	14	—	26	25	0	1	—	58	0	0	58	—
	格納容器内	1-1	1		6.5	426.0	7	2	0	5	C	15	1	0	14	○	0	0	0	0	—	
		1-2	1		7.0	51.7	1	0	0	1	I	2	0	0	2	I	0	0	0	0	—	
		2	1		3.7	318.4	7	1	0	6	○	11	0	0	11	○	0	0	0	0	—	
		3	1		6.7	537.3	14	7	0	7	A	35	10	0	25	B	0	0	0	0	—	
		4	1		4.2	304.6	1	0	0	1	I	11	0	0	11	ID	0	0	0	0	—	
		5	1		3.7	16.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	I	0	0	0	0	—	
		6	1		3.0	297.0	0	0	0	0	I	6	0	0	6	I	0	0	0	0	—	
		7	1		7.8	559.5	19	9	0	10	A	35	13	0	22	BD	0	0	0	0	—	
		8	1		6.2	238.6	9	6	0	3	G	25	25	0	0	IG	0	0	0	0	—	感知区画6の吹抜け、グレーチングエリア省略感知器あり
		9	1		4.8	32.6	0	0	0	0	I	2	0	0	2	ID	0	0	0	0	—	
		10	1		7.6	5.9	1	0	0	1	C	1	0	0	1	I	0	0	0	0	—	
		11	1		2.4	34.1	2	0	0	2	A	3	0	0	3	B	0	0	0	0	—	
		12	1		—	902.5	9	1	0	8	CJ	1	1	0	0	DJ	17	0	0	17	J	
		13	1		5.3	123.8	0	0	0	0	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	I	
		14	1		6.6	29.0	0	0	0	0	I	1	0	0	1	I	0	0	0	0	—	
		15	1		3.9	29.0	1	0	0	1	I	2	2	0	0	I	0	0	0	0	—	
		16	1		3.9	127.8	0	0	0	0	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	—	
	17	1		3.9	127.8	1	0	0	1	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	—		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (14/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	格納容器内	18	1		3.9	209.7	2	0	0	2	I	0	0	0	0	I	9	0	0	9	-	
		19	1		-	1158.1	2	0	0	2	I	0	0	0	0	I	0	0	0	0	-	
		20	1		3.9	29.0	0	0	0	0	I	0	0	0	0	I	1	0	0	1	I	
		設置合計数[個]					77	26	0	51	-	151	52	0	99	-	45	0	0	45	-	
	A余熱除去ポンプ室	1	2		6.0	34.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	-	2	1	0	1	-	0	0	0	0	-	
	B余熱除去ポンプ室	1	2		4.7	34.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	-	2	1	0	1	-	0	0	0	0	-	
	A, B内部スプレポンプ室	1	2		6.0	62.3	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	-	3	1	0	2	-	0	0	0	0	-	
	C, D内部スプレポンプ室	1	2		6.0	62.3	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	-	3	1	0	2	-	0	0	0	0	-	
	原子炉補助建屋 通路	1	2		6.0	15.5	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		2	2		6.0	76.0	2	1	0	1	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	-	
		3	2		6.0	25.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		4	2		6.0	74.6	1	1	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	-	
		5	2		6.0	47.9	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					6	5	0	1	-	10	7	0	3	-	0	0	0	0	-	
	RHR及びスプレ再循環弁 室	1	2		3.6	5.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		2	2		3.6	29.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		3	2		3.6	26.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		4	2		3.6	27.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		5	2		3.6	42.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					5	1	0	4	-	5	1	0	4	-	0	0	0	0	-	
	RHR及びスプレ配管室	1	2		3.6	264.9	4	4	0	0	○	5	4	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					4	4	0	0	-	5	4	0	1	-	0	0	0	0	-	
	原子炉補助建屋 通路	1	2		3.6	52.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	-	1	1	0	0	-	0	0	0	0	-	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (15/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	A余熱除去クーラ室	1	2		6.4	57.5	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
	B余熱除去クーラ室	1	2		6.4	57.5	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	
	内部スプレクーラ室	1	2		6.4	111.6	2	2	0	0	○	4	4	0	0	○	0	0	0	0	○	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	○	4	4	0	0	○	0	0	0	0	○	
	廃液ホールドアップタンク室	1	2		6.3	75.0	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	2	2	0	0	○	高放射線エリア
		設置合計数[個]					2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	2	2	0	0	○	
	ケーブルチェイス室	1	2		3.2	32.7	1	0	0	1	J	1	0	0	1	J	2	0	0	2	J	
		2	2		4.8	20.3	1	0	0	1	J	1	0	0	1	J	2	0	0	2	○	
		3	2		4.8	23.5	1	1	0	0	J	1	1	0	0	J	5	0	0	5	J	
		4	2		6.9	34.8	2	2	0	0	J	1	1	0	0	J	3	0	0	3	J	の感知区画3の吹抜け、グレーチングエリア
		5	2		6.9	20.7	1	1	0	0	J	1	1	0	0	J	2	0	0	2	J	の感知区画2の吹抜け、グレーチングエリア
		6	2		6.7	34.8	2	2	0	0	J	1	1	0	0	J	3	0	0	3	J	の感知区画3の吹抜け、グレーチングエリア
		7	2		6.7	18.8	1	1	0	0	J	1	1	0	0	J	2	0	0	2	J	の感知区画2の吹抜け
		設置合計数[個]					9	7	0	2	○	7	5	0	2	○	19	0	0	19	○	
	パイプチェイス室	1	2		21.8	22.6	2	1	0	1	J	6	1	0	5	○	1	0	0	1	J	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	○	6	1	0	5	○	1	0	0	1	○	
	原子炉補助建屋 通路	1	2		6.3	11.1	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	○	
		2	2		6.4	107.3	3	3	0	0	○	4	3	0	1	○	0	0	0	0	○	
		3	2		6.4	16.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		4	2		6.4	32.6	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		5	2		6.4	41.4	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		6	2		6.6	35.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	○	
		7	2		6.6	5.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		8	2		6.5	3.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		9	2		6.6	14.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	○	
		10	2		6.6	72.7	1	1	0	0	C	3	1	0	2	D	0	0	0	0	○	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (16/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	原子炉補助建屋 通路	11	2		3.0	5.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		12	2		3.2	3.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		13	2		2.9	3.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		14	2		2.2	15.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					16	8	0	8	—	22	8	0	14	—	0	0	0	0	—	
	A充てん/高圧注入ポン プ室	1	2		2.9	62.1	1	1	0	0	○	2	1	0	1	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	B充てん/高圧注入ポン プ室	1	2		2.9	59.6	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	—	
	C充てん/高圧注入ポン プ室	1	2		2.9	64.5	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	充てん/高圧注入ポン 配管室	1	2		2.2	186.6	2	2	0	0	○	4	3	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	4	3	0	1	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路1	1	2		2.5	25.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	2		2.5	28.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		3	2		2.5	114.5	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	2		6.1	67.8	1	1	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	2		6.4	16.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	2		6.3	73.0	3	3	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	2		3.1	49.2	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	2		6.1	37.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		9	2		4.1	25.4	1	1	0	0	C	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		10	2		4.1	33.5	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		11	2		3.0	37.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		12	2		3.2	27.5	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		13	2		3.2	39.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		14	2		2.2	4.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	一部グレーチングエリア 中間床
		15	2		3.0	31.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (17/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	原子炉補助建屋 通路1	16	2		1.4	22.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		17	2		2.2	4.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		18	2		2.8	20.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		19	2		5.0	5.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		20	2		3.0	42.5	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					22	11	0	11	—	27	11	0	16	—	0	0	0	0	—	
	封水及び非再生クーラ 室	1	2		2.5	15.5	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	2		2.5	14.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路2	1	2		2.8	37.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	2		2.8	82.4	2	2	0	0	○	3	3	0	0	○	0	0	0	0	—	
		3	2		2.2	2.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	2		2.8	33.6	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		5	2		2.8	10.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	2		4.3	70.6	1	1	0	0	○	3	2	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	2		3.2	37.2	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		8	2		3.2	59.1	1	0	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		9	2		3.2	60.9	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		10	2		3.2	90.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
	設置合計数[個]					11	7	0	4	—	17	10	0	7	—	0	0	0	0	—		
	ほう酸回収装置室・廃 液蒸発装置室	1	2		6.0	57.7	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	2		2.7	11.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	2		6.0	38.7	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	2		6.0	35.6	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]					4	3	0	1	—	7	6	0	1	—	0	0	0	0	—		
	ホールドアップタンク ポンプ室	1	2		6.1	29.3	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (18/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考	
							煙感知器					熱感知器					炎感知器						
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認		
	ホールドアップタンク 室	1	2		7.0	44.2	1	0	0	1	G	2	2	0	0	E	4	0	0	4	G		
		2	2		7.0	44.2	1	0	0	1	G	2	2	0	0	E	4	0	0	4	G		
		3	2		7.0	44.2	1	0	0	1	G	2	2	0	0	E	4	0	0	4	G		
		4	2		7.7	44.2	1	1	0	0	G	2	2	0	0	○	0	0	0	0	0	—	の感知区画1の吹抜け、グレーチングエリア
		5	2		7.7	45.1	1	1	0	0	G	2	2	0	0	○	0	0	0	0	0	—	の感知区画2の吹抜け、グレーチングエリア
		6	2		7.7	45.1	1	1	0	0	G	2	2	0	0	○	0	0	0	0	0	—	の感知区画3の吹抜け、グレーチングエリア
			設置合計数[個]					6	3	0	3	—	12	12	0	0	—	12	0	0	12	—	
	廃樹脂タンク室	1	2		7.0	6.1	0	0	0	0	N	0	0	0	0	N	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置	
		2	2		7.0	7.9	0	0	0	0	N	0	0	0	0	N	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置	
		3	2		7.0	18.9	0	0	0	0	N	0	0	0	0	N	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置	
			設置合計数[個]					0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	
	ガス減衰タンク室	1	2		7.8	35.0	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—		
		2	2		7.8	35.2	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—		
			設置合計数[個]					2	2	0	0	—	4	2	0	2	—	0	0	0	0	—	
	ガス圧縮機室	1	2		7.5	18.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—		
		2	2		7.5	17.7	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—		
			設置合計数[個]					2	2	0	0	—	2	2	0	0	—	0	0	0	0	—	
	ほう酸濃縮液タンク室	1	2		7.7	20.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—		
		2	2		7.7	12.5	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—		
		3	2		7.7	13.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
		4	2		7.7	3.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
		5	2		4.0	3.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床	
			設置合計数[個]					5	2	0	3	—	5	2	0	3	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (19/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	原子炉補助建屋 通路1	1	2		7.7	31.3	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	2		3.8	52.6	2	2	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		3	2		3.8	120.1	3	3	0	0	○	3	3	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	2		2.8	17.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	2		2.0	16.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	2		3.8	96.0	1	1	0	0	E	2	2	0	0	E	0	0	0	0	—	
		7	2		3.5	19.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	2		3.9	29.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		9	2		3.9	137.9	2	2	0	0	○	3	3	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					13	10	0	3	—	15	9	0	6	—	0	0	0	0	—	
	原子炉補助建屋 通路2	1	2		7.1	44.1	1	1	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		2	2		7.7	179.2	3	3	0	0	○	6	3	0	3	○	0	0	0	0	—	
		3	2		7.7	23.5	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	2		7.7	108.4	2	2	0	0	○	4	2	0	2	○	0	0	0	0	—	
		5	2		7.8	30.5	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		6	2		2.5	10.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	2		7.7	19.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	2		7.7	47.1	1	1	0	0	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		9	2		7.7	0.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		10	2		2.3	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		11	2		2.3	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		12	2		2.3	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		13	2		2.3	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		14	2		2.3	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		15	2		2.3	2.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		16	2		2.3	4.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		17	2		2.3	4.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		18	2		2.3	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (20/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	原子炉補助建屋 通路2	19	2		2.3	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		20	2		2.3	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		21	2		2.3	2.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		22	2		2.3	2.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		23	2		2.3	16.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		24	2		3.4	62.3	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		25	2		3.4	59.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
			設置合計数[個]					28	8	0	20	—	37	6	0	31	—	0	0	0	0	—
	脱塩塔及びフィルタエ リア	1	2		4.4	18.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	2		2.5	15.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	通路
		3	2		2.8	2.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	2		2.5	5.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	2		2.6	7.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	2		2.5	23.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	2		2.5	6.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	2		2.5	5.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		9	2		2.7	26.5	1	0	0	1	I	1	0	0	1	I	0	0	0	0	—	中間床 高放射線区域
		10	2		7.1	79.5	2	0	0	2	○	3	0	0	3	○	0	0	0	0	—	中間床
		11	2		2.7	32.6	1	0	0	1	I	1	0	0	1	I	0	0	0	0	—	中間床 高放射線区域
		設置合計数[個]					12	0	0	12	—	13	0	0	13	—	0	0	0	0	—	
	体積制御タンク室	1	2		6.9	19.5	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	2		7.2	7.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	1	0	1	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	洗浄排水処理装置室 (1・2号機共用)	1	2		6.8	90.1	2	2	0	0	○	4	2	0	2	○	0	0	0	0	—	
			設置合計数[個]					2	2	0	0	—	4	2	0	2	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (21/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	使用済燃料ピット、新 燃料貯蔵庫	1	2		7.7	65.5	1	0	0	0	J	0	0	0	0	—	3	0	0	3	J	②の煙感知器で監視
		2	2		20.2	709.9	18	7	0	11	J	2	1	0	1	J	5	2	0	3	J	③、④で一部監視
		3	2		8.0	114.7	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	1	1	0	0	—	
		4	2		8.6	129.8	5	5	0	0	I	2	1	0	1	I	1	0	0	1	I	②で一部監視
		設置合計数[個]						26	13	0	12	—	4	2	0	2	—	10	3	0	7	—
	原子炉補助建屋 通路	1	2		8.4	1429.8	20	20	0	0	○	0	0	0	0	—	14	11	0	3	—	
		2	2		3.6	17.0	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	1	1	0	0	—	
		3	2		3.4	2.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	B	0	0	0	0	—	
		4	2		5.3	44.0	1	0	0	1	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		5	2		6.3	7.1	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	—	中間床 ①にて監視
		6	2		3.5	32.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		7	2		3.6	27.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		8	2		3.6	20.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		9	2		3.6	21.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						27	21	0	6	—	8	1	0	7	—	15	12	0	3	—
	ドラム詰室	1	2		8.0	103.9	2	1	0	1	○	4	0	0	4	○	1	1	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	1	0	1	—	4	0	0	4	—	1	1	0	0	—
	ほう酸タンク室	1	2		8.2	72.0	2	2	0	0	○	0	0	0	0	○	3	3	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	0	0	0	0	—	3	3	0	0	—
	ドラミングバッチタンク室 (1・2号機共用)	1	2		4.3	13.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	2		3.5	12.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						2	0	0	2	—	2	0	0	2	—	0	0	0	0	—
	Aディーゼル発電機室	1	2		2.5	49.5	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		2	2		2.0	25.6	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		3	2		2.3	70.4	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		4	2		6.6	193.6	3	3	0	0	G	7	4	0	3	BG	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						6	6	0	0	—	11	6	0	5	—	4	0	0	4	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (22/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	Bディーゼル発電機室	1	2		2.3	70.4	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	2		2.5	46.2	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		3	2		2.0	25.4	1	1	0	0	G	1	0	0	1	G	2	0	0	2	G	
		4	2		6.6	189.9	3	3	0	0	G	7	4	0	3	DG	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					6	6	0	0	—	11	6	0	5	—	4	0	0	4	—	
	1次系冷却水クーラ室	1	2		2.2	37.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	2		6.6	244.2	4	3	0	1	○	11	2	0	9	B	0	0	0	0	—	
		3	2		6.6	471.1	8	6	0	2	○	18	10	0	8	○	0	0	0	0	—	
		4	2		3.0	6.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					14	9	0	5	—	31	12	0	19	—	0	0	0	0	—	
	タービン動補助給水ポンプ室	1	2		6.6	24.3	1	1	0	0	○	3	1	0	2	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	3	1	0	2	—	0	0	0	0	—	
	Aスイッチギヤ室	1	2		6.6	179.3	4	4	0	0	○	6	5	0	1	DG	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					4	4	0	0	—	6	5	0	1	—	0	0	0	0	—	
	主蒸気管ヘッド室	1	2		7.2	419.6	11	6	0	5	A	26	3	0	23	A	0	0	0	0	—	
		2	2		4.7	22.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	2		5.0	20.9	2	1	0	1	○	2	1	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					14	7	0	7	—	29	4	0	25	—	0	0	0	0	—	
	1次系冷却水ポンプ室	1	2		5.3	522.4	12	11	0	1	A	23	14	0	9	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					12	11	0	1	—	23	14	0	9	—	0	0	0	0	—	
	主給水管室	1	2		2.5	161.9	3	0	0	3	A	11	0	0	11	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	0	0	3	—	11	0	0	11	—	0	0	0	0	—	
	補助建屋よう素除去排気フィルタユニット室	1	2		6.6	45.7	1	1	0	0	○	2	1	0	1	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	—	2	1	0	1	—	0	0	0	0	—	
	Aバッテリー室	1	2		6.7	36.0	1	1	0	0	○	2	2	0	0	B	0	0	0	0	—	
		2	2		6.7	24.4	1	1	0	0	C	2	2	0	0	E	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (23/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	Bバッテリー室	1	2		6.7	36.2	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	2		6.7	24.4	1	1	0	0	C	2	2	0	0	E	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—
	中間建屋 通路	1	2		5.9	220.3	4	2	0	2	A	10	4	0	6	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						4	2	0	2	—	10	4	0	6	—	0	0	0	0	—
	換気空調設備室	1	2		6.7	75.6	2	0	0	2	A	3	1	0	2	B	0	0	0	0	—	
		2	2		6.7	11.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	2		6.7	86.9	2	1	0	1	A	4	1	0	3	B	0	0	0	0	—	
		4	2		6.7	360.1	5	4	0	1	○	16	7	0	9	○	0	0	0	0	—	
		5	2		3.5	138.6	3	3	0	0	A	6	0	0	6	D	0	0	0	0	—	
		6	2		3.3	17.5	1	0	0	1	A	2	1	0	1	B	0	0	0	0	—	中間床
		7	2		3.6	59.2	1	1	0	0	○	3	1	0	2	○	0	0	0	0	—	中間床
		8	2		6.7	41.2	1	0	0	1	A	4	1	0	3	○	0	0	0	0	—	グレーチングエリア 中間床
	設置合計数[個]						16	9	0	7	—	39	12	0	27	—	0	0	0	0	—	
	アニュラス循環フィルタユニット室	1	2		6.6	173.6	3	3	0	0	A	6	6	0	0	B	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						3	3	0	0	—	6	6	0	0	—	0	0	0	0	—
	主蒸気主給水配管室1	1	2		3.6	38.4	7	3	0	4	A	25	4	0	21	B	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]						7	3	0	4	—	25	4	0	21	—	0	0	0	0	—
	中間建屋 通路	1	2		3.5	82.3	2	2	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	2		3.5	2.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	2		3.5	16.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	2		3.8	351.4	11	11	0	0	○	8	8	0	0	○	0	0	0	0	—	
		5	2		4.2	66.6	2	0	0	2	○	5	0	0	5	○	0	0	0	0	—	中間床
		6	2		4.3	17.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]						18	13	0	5	—	18	10	0	8	—	0	0	0	0	—	
	制御棒駆動装置制御室	1	2		7.9	8.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	D	0	0	0	0	—	
		2	2		7.6	158.6	7	7	0	0	○	10	4	0	6	DE	2	2	0	0	—	
		設置合計数[個]						8	7	0	1	—	11	4	0	7	—	2	2	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (24/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考	
							煙感知器					熱感知器					炎感知器						
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認		
	主蒸気主給水配管室2	1	2		3.5	12.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
		2	2		3.5	28.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
		3	2		4.2	596.6	12	4	0	8	A	39	9	0	30	B	0	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					14	4	0	10	—	41	9	0	32	—	0	0	0	0	0	—	
	アニュラスエリア	1	2		67.9	246.8	43	28	0	15	J	30	29	0	1	J	52	0	0	52	J	アニュラス展開図に記載	
		設置合計数[個]					43	28	0	15	—	30	29	0	1	—	52	0	0	52	—		
	格納容器内	1-1	2		6.5	384.8	6	1	0	5	○	13	1	0	12	D	0	0	0	0	0	—	
		1-2	2		7.0	49.8	1	0	0	1	I	2	0	0	2	I	0	0	0	0	0	—	
		2	2		3.7	356.8	5	2	0	3	○	10	0	0	10	○	0	0	0	0	0	—	
		3	2		6.5	538.9	13	6	0	7	A	41	7	0	34	B	0	0	0	0	0	—	
		4	2		4.3	282.1	1	0	0	1	I	9	0	0	9	I	0	0	0	0	0	—	
		5	2		4.0	24.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
		6	2		2.8	272.0	0	0	0	0	I	6	0	0	6	I	0	0	0	0	0	—	
		7	2		7.8	584.3	15	11	0	4	A	41	8	0	33	B	0	0	0	0	0	—	
		8	2		6.4	220.4	9	6	0	3	I	22	22	0	0	I	0	0	0	0	0	—	
		9	2		5.3	28.1	0	0	0	0	I	1	0	0	1	I	0	0	0	0	0	—	
		10	2		7.8	6.2	1	0	0	1	C	1	0	0	1	D	0	0	0	0	0	—	高放射線エリア
		11	2		2.7	32.0	2	0	0	2	A	3	0	0	3	B	0	0	0	0	0	—	
		12	2		—	794.6	8	1	0	7	J	1	1	0	0	J	16	0	0	16	—		
		13	2		5.8	101.3	0	0	0	0	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	—		
		14	2		6.3	24.9	0	0	0	0	I	1	0	0	1	I	0	0	0	0	0	—	
		15	2		3.8	24.9	1	0	0	1	I	2	2	0	0	I	0	0	0	0	0	—	
		16	2		3.8	115.1	0	0	0	0	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	—		
		17	2		3.8	115.1	2	0	0	2	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	—		
		18	2		3.8	196.1	1	0	0	1	I	0	0	0	0	I	6	0	0	6	—		
		19	2		—	1162.7	2	0	0	2	I	0	0	0	0	I	0	0	0	0	0	—	
	20	2		3.8	24.9	0	0	0	0	I	0	0	0	0	I	1	0	0	1	I	—		
	設置合計数[個]					68	27	0	41	—	154	41	0	113	—	41	0	0	41	—			

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (25/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	海水ポンプ室	-	1		-	0.0	0	0	0	0	-	4	4	0	0	K	8	8	0	0	K	屋外エリア、既工認からの設計変更なし
							0	0	0	0	-	4	4	0	0	-	8	8	0	0	-	
	海水ポンプ室	-	2		-	0.0	0	0	0	0	-	4	4	0	0	K	8	8	0	0	K	屋外エリア、既工認からの設計変更なし
							0	0	0	0	-	4	4	0	0	-	8	8	0	0	-	
	海水ポンプ室ケーブルト レンチ	-	1		1.4	0.0	1	1	0	0	L	2	2	0	0	L	0	0	0	0	-	屋外エリア、既工認からの設計変更なし
							1	1	0	0	-	2	2	0	0	-	0	0	0	0	-	
	海水ポンプ室ケーブルト レンチ	-	2		1.5	0.0	1	1	0	0	L	3	3	0	0	L	0	0	0	0	-	屋外エリア、既工認からの設計変更なし
							1	1	0	0	-	3	3	0	0	-	0	0	0	0	-	
	海水管トレンチ	-	1		2.4	0.0	6	6	0	0	L	12	12	0	0	L	0	0	0	0	-	屋外エリア、既工認からの設計変更なし
							6	6	0	0	-	12	12	0	0	-	0	0	0	0	-	
	海水ストレナ室及び海 水管トンネル	-	2		40.8	0.0	15	15	0	0	J	42	42	0	0	L	14	0	0	14	J	屋外エリア
							15	15	0	0	-	42	42	0	0	-	14	0	0	14	-	
	サンプタンク室(1・2号機 共用)	1	共用		2.4	19.3	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
							1	1	0	0	-	1	0	0	1	-	0	0	0	0	-	
	廃液処理装置室(1・2号 機共用)	1	共用		2.5	11.4	1	0	0	1	C	1	0	0	1	D	0	0	0	0	-	
		2	共用		2.1	14.3	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		3	共用		3.2	3.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	中間床
		4	共用		3.2	12.3	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	中間床
		5	共用		6.1	21.8	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	中間床
							5	2	0	3	-	5	2	0	3	-	0	0	0	0	-	
	濃縮液タンク室(1・2 号機共用)	1	共用		6.1	42.1	2	0	0	2	I	2	0	0	2	I	0	0	0	0	-	高放射線エリア、ダクト内設置
							2	0	0	2	-	2	0	0	2	-	0	0	0	0	-	
	廃樹脂処理建屋 階段 室(1・2号機共用)	1	共用		2.8	8.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		2	共用		3.8	8.8	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	中間床
		3	共用		2.8	9.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		4	共用		3.6	8.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	中間床
		5	共用		5.0	11.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
							5	2	0	3	-	5	0	0	5	-	0	0	0	0	-	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (26/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考	
							煙感知器					熱感知器					炎感知器						
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認		
	廃樹脂処理建屋 通路(1・2号 機共用)	1	共用		2.4	13.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
		2	共用		2.4	14.3	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
		3	共用		2.4	9.2	1	1	0	0	○	1	0	0	1	D	0	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]					3	3	0	0	—	3	0	0	3	—	0	0	0	0	0	—	
	バッチングタンク室(1・2 号機共用)	1	共用		2.4	18.7	1	0	0	1	C	1	0	0	1	D	0	0	0	0	0	—	
		2	共用		12.8	18.9	1	0	0	1	○	0	0	0	0	D	2	0	0	2	G		
		設置合計数[個]					2	0	0	2	—	1	0	0	1	—	2	0	0	2	—		
	廃樹脂処理建屋 通路(1・2号 機共用)	1	共用		3.1	9.1	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	中間床
		2	共用		3.1	16.0	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	中間床
		3	共用		3.1	11.6	1	0	0	1	E	1	0	0	1	E	0	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					3	2	0	1	—	3	0	0	3	—	0	0	0	0	0	—	
	廃樹脂処理空調機械室 (1・2号機共用)	1	共用		3.1	41.3	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	中間床
	設置合計数[個]					1	1	0	0	○	1	0	0	1	—	0	0	0	0	0	—		
	廃樹脂供給タンク室(1・2 号機共用)	1	共用		5.7	20.9	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]					1	0	0	1	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	0	—		
	配管室(1・2号機共用)	1	共用		2.5	14.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
		2	共用		2.5	16.0	1	0	0	1	E	1	0	0	1	E	0	0	0	0	0	—	
		3	共用		2.7	14.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	中間床
		4	共用		2.7	18.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	中間床
		設置合計数[個]					4	0	0	4	—	4	0	0	4	—	0	0	0	0	0	—	
	ドラム貯蔵エリア(1・2号 機共用)	1	共用		5.7	20.1	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]					1	1	0	0	—	1	1	0	0	—	0	0	0	0	0	—		
	ドラム詰装置室(1・2号機 共用)	1	共用		6.7	22.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]					1	0	0	1	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	0	—		
	廃樹脂貯蔵タンクエリア- 1(1・2号機共用)	1	共用		10.2	16.0	—	0	0	0	N	—	0	0	0	N	—	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置
		2	共用		10.2	16.0	—	0	0	0	N	—	0	0	0	N	—	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置
		3	共用		10.2	18.5	—	0	0	0	N	—	0	0	0	N	—	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置
		4	共用		10.2	18.5	—	0	0	0	N	—	0	0	0	N	—	0	0	0	0	—	高放射線エリアのため、感知器未設置
		設置合計数[個]					0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (27/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	廃樹脂貯蔵タンクエリア- 2(1・2号機共用)	1	共用		10.2	18.5	-	0	0	0	N	-	0	0	0	N	-	0	0	0	-	高放射線エリアのため、感知器未設置
		2	共用		10.2	18.5	-	0	0	0	N	-	0	0	0	N	-	0	0	0	-	高放射線エリアのため、感知器未設置
		3	共用		10.2	18.5	-	0	0	0	N	-	0	0	0	N	-	0	0	0	-	高放射線エリアのため、感知器未設置
		4	共用		10.2	18.5	-	0	0	0	N	-	0	0	0	N	-	0	0	0	-	高放射線エリアのため、感知器未設置
		設置合計数[個]						0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	Aサンプタンク室(1・2号 機共用)	1	共用		4.4	8.9	1	1	0	0	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					1	1	0	0	-	1	1	0	0	-	0	0	0	0	-	
	廃樹脂処理建屋 通路(1・2号 機共用)	1	共用		5.7	22.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		2	共用		5.7	45.3	0	0	0	0	○	0	0	0	0	○	0	0	0	0	-	①にて監視
		設置合計数[個]					1	0	0	1	-	1	0	0	1	-	0	0	0	0	-	
	廃樹脂貯蔵建屋 通路(1・2号 機共用)	1	共用		7.2	20.8	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		2	共用		3.0	15.6	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		3	共用		7.2	15.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		4	共用		3.0	16.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		5	共用		3.0	11.9	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	-	
		6	共用		3.0	16.7	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		7	共用		5.0	5.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					7	1	0	6	-	7	1	0	6	-	0	0	0	0	-	
	ドラム詰室(1・2号機共用)	1	共用		4.4	37.8	2	2	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	-	2	2	0	0	-	0	0	0	0	-	
	放射線管理室(1・2号機 共用)	1	共用		3.3	101.5	3	3	0	0	○	6	5	0	1	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					3	3	0	0	-	6	5	0	1	-	0	0	0	0	-	
	廃樹脂処理建屋 通路(1・2号 機共用)	1	共用		2.7	44.3	2	2	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					2	2	0	0	-	2	0	0	2	-	0	0	0	0	-	
	廃樹脂貯蔵空調機械室 (1・2号機共用)	1	共用		4.2	36.7	1	1	0	0	○	2	2	0	0	○	0	0	0	0	-	
		2	共用		4.2	99.2	2	2	0	0	○	4	4	0	0	○	0	0	0	0	-	
		設置合計数[個]					3	3	0	0	-	6	6	0	0	-	0	0	0	0	-	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (28/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	廃樹脂処理建屋 給気 ファン室(1・2号機共用)	1 共用			3.2	22.6	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
2 共用				5.1	9.7	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
3 共用				5.1	92.9	4	4	0	0	○	9	0	0	9	○	0	0	0	0	—		
設置合計数[個]							6	6	0	0	—	11	0	0	11	—	0	0	0	0	—	
	廃樹脂処理建屋 排気 ファン室(1・2号機共用)	1 共用			5.1	22.3	2	2	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
2 共用				5.1	84.1	5	5	0	0	E	8	0	0	8	E	0	0	0	0	—		
設置合計数[個]							7	7	0	0	—	10	0	0	10	—	0	0	0	0	—	
	床ドレンタンク、機器ドレ ンタンク室(1・2号機共 用)	1 共用			3.7	94.6	4	4	0	0	○	7	0	0	7	D	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]							4	4	0	0	—	7	0	0	7	—	0	0	0	0	—	
	固化廃液受入タンク室 (1・2号機共用)	1 共用			8.0	33.3	1	0	0	1	E	2	0	0	2	E	0	0	0	0	—	
2 共用				8.0	35.5	1	0	0	1	○	2	0	0	2	E	0	0	0	0	—		
3 共用				8.0	36.1	1	0	0	1	○	2	0	0	2	E	0	0	0	0	—		
設置合計数[個]							3	0	0	3	—	6	0	0	6	—	0	0	0	0	—	
	固化廃液供給タンク室 (1・2号機共用)	1 共用			8.0	15.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]							1	0	0	1	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	—	
	固化廃液供給ポンプ室 (1・2号機共用)	1 共用			3.7	17.0	2	0	0	2	E	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]							2	0	0	2	—	2	0	0	2	—	0	0	0	0	—	
	増設タンク室(1・2号機共 用)	1 共用			3.6	8.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
2 共用				3.6	21.6	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
3 共用				3.7	15.8	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—		
設置合計数[個]							3	2	0	1	—	3	0	0	3	—	0	0	0	0	—	
	固化廃液受入タンクポン プ室(1・2号機共用)	1 共用			3.6	34.1	2	2	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]							2	2	0	0	—	2	0	0	2	—	0	0	0	0	—	
	空気圧縮機室(1・2号機 共用)	1 共用			3.7	106.7	5	4	0	1	E	8	0	0	8	E	0	0	0	0	—	
設置合計数[個]							5	4	0	1	—	8	0	0	8	—	0	0	0	0	—	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (29/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	固体廃棄物処理建屋 A 階段室(1・2号機共用)	1	共用		3.8	14.0	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		4.6	15.8	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.2	16.4	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		5.7	16.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		3.3	16.8	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		5.4	17.2	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		7.5	17.2	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						4	4	0	0	—	7	0	0	7	—	0	0	0	0	—
	固体廃棄物処理建屋 B 階段室(1・2号機共用)	1	共用		3.8	14.0	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		4.6	15.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.8	15.7	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		5.6	15.6	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		3.3	16.0	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		5.5	16.7	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		7	共用		3.8	16.7	0	0	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		8	共用		7.5	17.3	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]						4	4	0	0	—	8	0	0	8	—	0	0	0	0	—	
	温水復水タンク室(1・2号 機共用)	1	共用		4.5	103.1	4	3	0	1	E	7	0	0	7	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		4.3	10.4	2	1	0	1	C	2	0	0	2	D	0	0	0	0	—	
		3	共用		4.5	14.5	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]						7	4	0	3	—	10	0	0	10	—	0	0	0	0	—	
	廃液受入配管室(1・2号 機共用)	1	共用		4.3	36.2	2	2	0	0	○	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	2	0	0	—	2	0	0	2	—	0	0	0	0	—
	計器用空気ドライア室(1・ 2号機共用)	1	共用		4.5	72.5	5	4	0	1	○	6	0	0	6	D	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	4	0	1	—	6	0	0	6	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第2-1-1表 火災区域又は火災区画における火災感知器の設置個数 (30/33)

火災区域 (区画) 番号	火災区域 (区画) 名称	感知 区画	号機	フロア レベル [m]	天井 高さ [m]	床面積 [m <sup>2</sup> ]	感知器台数															備考
							煙感知器					熱感知器					炎感知器					
							必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	必要 数 [個]	既設 感知器 数 [個]	消火 設備用 感知器 流用数 [個]	追設 数 [個]	設計 確認	
	Aパイプチェイス(1・2号機 共用)	1	共用		4.8	9.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.9	9.4	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.8	8.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		3.5	9.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		5.4	13.2	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	1	0	4	—	5	0	0	5	—	0	0	0	0	—
	Bパイプチェイス(1・2号機 共用)	1	共用		4.8	9.1	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.9	10.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		5.8	8.6	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		4	共用		3.5	13.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		5	共用		5.7	13.2	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		6	共用		7.6	13.2	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
	設置合計数[個]						6	1	0	5	—	6	0	0	6	—	0	0	0	0	—	
	熱媒ドレンタンク室(1・2号 機共用)	1	共用		4.5	11.9	2	0	0	2	C	2	0	0	2	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						2	0	0	2	—	2	0	0	2	—	0	0	0	0	—
	固化装置充填室(1・2号 機共用)	1	共用		5.1	30.7	1	0	0	1	○	2	1	0	1	○	1	1	0	0	—	
		2	共用		13.8	1.9	0	0	0	0	G	0	0	0	0	G	0	0	0	0	G	炎： <input type="text"/> Dにて監視とする
		設置合計数[個]						1	0	0	1	—	2	1	0	1	—	1	1	0	0	—
	固化ドラム搬出エリア(1・ 2号機共用)	1	共用		5.2	99.5	3	3	0	0	○	5	0	0	5	D	0	0	0	0	—	
		2	共用		5.2	22.4	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		3	共用		6.0	2.0	1	0	0	1	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						5	4	0	1	—	7	0	0	7	—	0	0	0	0	—
	固化建屋制御室(1・2号 機共用)	1	共用		2.5	104.4	2	1	0	1	○	3	3	0	0	○	0	0	0	0	—	
		2	共用		2.3	3.8	1	0	0	1	○	1	1	0	0	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						3	1	0	2	—	4	4	0	0	—	0	0	0	0	—
	薬注タンク室(1・2号機共 用)	1	共用		5.7	13.8	1	1	0	0	○	1	0	0	1	○	0	0	0	0	—	
		設置合計数[個]						1	1	0	0	—	1	0	0	1	—	0	0	0	0	—

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。